

令和 7 年坂祝町議会 第 4 回定例会 議案

令和 7 年 1 月 3 日提出
加 茂 郡 坂 祝 町

付議事件

- 議案第44号 坂祝町課設置条例の一部を改正する条例について
議案第45号 坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
議案第46号 坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第47号 坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
議案第48号 坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第49号 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第50号 坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号 坂祝町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について
議案第52号 坂祝町公民館条例の一部を改正する条例について
議案第53号 坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第54号 坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第55号 坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第56号 坂祝町少子化対策補助金支給に関する条例の一部を改正する条例について
議案第57号 坂祝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第58号 令和7年度坂祝町一般会計補正予算（第4号）について
議案第59号 令和7年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
議案第60号 令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第61号 令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第62号 令和7年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第63号 坂祝町第7次総合計画中間見直し（案）について
議案第64号 坂祝町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定を変更することについて

議案第44号

坂祝町課設置条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町課設置条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提 案 理 由

多様な行政課題及び町民ニーズに、効率的かつ機能的に対応することができる体制とするため、行政組織を改める必要があることから条例を改正するものです。

坂祝町課設置条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町課設置条例(昭和52年条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>産業環境課</u></p> <p>(6) <u>水道建設課</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>産業環境課</u></p> <p>ア 農業、林業、水産業及び畜産に関すること。</p> <p>イ 農地調整に関すること。</p> <p>ウ 林道、治山事業及び農業土木に関すること。</p> <p>エ 狩猟に関すること。</p> <p>オ 公害及び環境衛生に関すること。</p> <p>(6) <u>水道建設課</u></p> <p>ア 道路、橋梁及び河川に関すること。</p> <p>イ 住宅、建築その他土木建設に関すること。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>産業建設課</u></p> <p>(6) <u>水道環境課</u></p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>産業建設課</u></p> <p>ア <u>道路、橋梁及び河川に関すること。</u></p> <p>イ <u>住宅、建築その他土木建設に関すること。</u></p> <p>ウ <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>エ <u>農業、林業、水産業及び畜産に関すること。</u></p> <p>オ <u>農地調整に関すること。</u></p> <p>カ <u>林道、治山事業及び農業土木に関すること。</u></p> <p>キ <u>狩猟に関すること。</u></p> <p>(6) <u>水道環境課</u></p> <p>ア <u>公害及び環境衛生に関すること。</u></p>

すること。

ウ 都市計画に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第45号

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に伴い、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げるため、所要の改正を行うものです。

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町議会議員及び坂祝町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（令和2年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作</p>	<p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第8条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第7号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。</p> <p>（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第11条 町は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作</p>

成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が58
6円88銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が54
1円31銭に当該選挙のポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316, 250円を加えた金額を当該選挙のポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。)を超える場合には、当該除して得た金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

附 則 (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用する。

議案第46号

坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

年次有給休暇等の付与について、人事異動時期とは相違する期間での付与基準であり、子の学年に係る規定での運用項目などもあるため、これまでの「年」（1月1日から12月31日まで）管理から、「年度」（4月1日から翌年3月31日まで）管理への変更を行うものです。

坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>1の年度</u>ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>1の年度</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年度</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年度</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で町の規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年度の前年度</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、坂祝町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町の規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であった者であって引き続き<u>当該年度</u>に新たに職員となったも</p>	<p>(年次有給休暇)</p> <p>第12条 年次有給休暇は、<u>1の年ごと</u>における休暇とし、その日数は、<u>1の年</u>において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 次号に掲げる職員以外の職員であって、<u>当該年</u>の中途において新たに職員となるもの <u>その年</u>の在職期間を考慮し20日を超えない範囲内で町の規則で定める日数</p> <p>(3) <u>当該年の前年</u>において地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号。以下この号において「地公労法」という。)の適用を受ける職員、特別職に属する地方公務員、坂祝町以外の地方公共団体の職員、国家公務員又は地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に規定する地方住宅供給公社若しくは地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社若しくは沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国又は地方公共団体の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち町の規則で定めるものに使用される者(以下この号において「地公労法適用職員等」という。)であった者であって引き続き<u>当該年</u>に新たに職員となったものそ</p>

<p>のその他町の規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町の規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、町の規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>のその他町の規則で定める職員 地公労法適用職員等としての在職期間及びその在職期間中における年次有給休暇の残日数等を考慮し、20日に次項の町の規則で定める日数を加えた日数を超えない範囲内で町の規則で定める日数</p> <p>2 年次有給休暇(この項の規定により繰り越されたものを除く。)は、町の規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間に係る年次有給休暇については、条例第12条第1項第1号に規定する日数の4分の1の日数の付与を行う。

議案第47号

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提案理由

人事院勧告による国家公務員給与改定を準拠する一般職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が0.05月分引き上げられることに合わせて議員の期末手当支給月数を引き上げるものです。

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和38年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の23</u> <u>2.5</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項ただし書に規定する者にあっては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において同項に規定するものが受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、坂祝町職員の給与に関する条例(昭和39年条例第1号)の規定により、期末手当を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により、一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則 (施行期日)

- この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）の施行の日から施行し、改正後の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(期末手当に関する特例措置)
6月に支給する場合においては100分の232.5とあるのは、「6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」とする。
- (期末手当の内払)
改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第48号

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提案理由

人事院勧告による国家公務員給与改定を準拠する一般職員の期末・勤勉手当の年間支給月数が0.05月分引き上げられることに合わせて常勤の特別職の職員の期末手当支給月数を引き上げるものです。

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和41年条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の232.5</u> を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第4条（略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあっては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において、職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、 <u>100分の230</u> を乗じて得た額に、一般職の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）の施行の日から施行し、改正後の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（期末手当に関する特例措置）

- 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「100分の232.5」とあるのは「6月に支給する場合においては100分の230、12月に支給する場合においては100分の235」とする。

（期末手当の内払）

- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の坂祝町常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第49号

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

提案理由

令和7年8月7日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることに伴い、その規定を準拠してきた本町の職員に関する給与等の関係規定を改正するものです。

坂祝町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）

第1条 坂祝町職員の給与に関する条例（昭和39年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600円</u></p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員、育児短時間勤務職員等及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して町の規則で定める職員にあっては、その額から、その額に町の規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）</p> <p>ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円</p> <p>イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円</p> <p>ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u></p> <p>エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u></p> <p>オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u></p> <p>カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800円</u></p>

ル以上30キロメートル未満である職員 16, 600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22, 800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25, 900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29, 100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32, 300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35, 500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38, 700円

四

(3) (略)

3~9 (略)

(宿日直手当)

第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4, 700円を超えない範囲内において、別に町の規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のう

ル以上30キロメートル未満である職員 15, 800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18, 700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21, 600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24, 400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26, 200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28, 000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29, 800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31, 600円

(3) (略)

3~9 (略)

(宿日直手当)

第19条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、4, 400円を超えない範囲内において、別に町の規則で定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のう

うち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に

ち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の105(特定管理職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に

100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

100分の50(特定管理職員にあっては、100分の60)を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800

32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500
33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000
34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400
35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800
36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200
37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600
38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900
39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200
40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000	
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300	
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600	
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800	
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000	
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300		

75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			
98		309, 200	359, 800			
99		309, 500	360, 200			
100		309, 900	360, 600			
101		310, 100	361, 100			
102		310, 400	361, 500			
103		310, 700	361, 900			
104		311, 000	362, 300			
105		311, 200	362, 800			
106		311, 500	363, 200			
107		311, 800	363, 500			
108		312, 100	363, 800			
109		312, 300	364, 200			
110		312, 600				
111		313, 000				
112		313, 300				
113		313, 500				
114		313, 700				
115		314, 000				
116		314, 400				

117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前再任用短時間勤務職員	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	

第2条 坂祝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が5級以上であるもの(これらの職員のうち町の規則で定める職員に限る。次条において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額)に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の106.25(特定管理職員にあっては、100分の126.25)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の51.25(特定管理職員にあっては、100分の61.25)を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤務手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては退職し、又は死亡した日現在。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に 100分の107.5(特定管理職員にあっては、100分の127.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に 100分の52.5(特定管理職員にあっては、100分の62.5)を乗じて得た額の総額

3・4 (略)

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第 号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の坂祝町職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)

第2条 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の坂祝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 50 号

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

令和 7 年 8 月 7 日付け人事院の勧告により、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることに伴い、会計年度任用職員に関する給与の関係規定等の所要の改正をするものです。

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職務の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400
30	238,700	275,200

31		239, 800	276, 000
32		240, 900	276, 700
33		242, 000	277, 400
34		242, 900	278, 200
35		243, 800	279, 000
36		244, 800	279, 600
37		245, 800	280, 300
38		246, 700	281, 100
39		247, 600	281, 800
40		248, 400	282, 500
41		249, 200	283, 200
42		249, 900	283, 900
43		250, 500	284, 600
44		251, 100	285, 300
45		251, 800	286, 000
46		252, 400	286, 600
47		253, 000	287, 300
48		253, 600	287, 900
49		254, 100	288, 600
50		254, 700	289, 200
51		255, 300	289, 900
52		255, 800	290, 600
53		256, 200	291, 100
54		256, 600	291, 700
55		256, 900	292, 300
56		257, 200	293, 000
57		257, 500	293, 600
58		257, 800	294, 200
59		258, 100	294, 800
60		258, 400	295, 500
61		258, 700	296, 100
62		259, 000	296, 700
63		259, 300	297, 200
64		259, 600	297, 700
65		259, 900	298, 200
66		260, 200	298, 800
67		260, 500	299, 300
68		260, 800	299, 900
69		261, 100	300, 300
70		261, 400	300, 800
71		261, 700	301, 300
72		262, 000	301, 900
73		262, 300	302, 400
74		262, 600	302, 800

75		262, 900	303, 100
76		263, 200	303, 400
77		263, 500	303, 600
78		263, 800	303, 900
79		264, 100	304, 100
80		264, 400	304, 400
81		264, 700	304, 600
82		265, 000	304, 800
83		265, 300	305, 100
84		265, 600	305, 300
85		265, 900	305, 600
86		266, 200	305, 800
87		266, 500	306, 100
88		266, 800	306, 400
89		267, 100	306, 700
90		267, 400	307, 000
91		267, 700	307, 300
92		268, 000	307, 600
93		268, 300	307, 800
94			308, 000
95			308, 300
96			308, 700
97			308, 900
98			309, 200
99			309, 500
100			309, 900
101			310, 100
102			310, 400
103			310, 700
104			311, 000
105			311, 200
106			311, 500
107			311, 800
108			312, 100
109			312, 300
110			312, 600
111			313, 000
112			313, 300
113			313, 500
114			313, 700
115			314, 000
116			314, 400
117			314, 600
118			314, 800

119			315, 100
120			315, 400
121			315, 700
122			315, 900
123			316, 200
124			316, 500
125			316, 800

附 則
(施行期日)

第1条 この条例は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(令和7年法律第 号)の施行の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)

第2条 改正前の坂祝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 51 号

坂祝町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町収入印紙等購買基金条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 3 日提出

坂祝町長　伊藤敬宏

提案理由

岐阜県収入証紙が廃止となることに伴う収入証紙売りさばき事務終了のため、条例改正するものです。

坂祝町収入印紙等購買基金条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町収入印紙等購買基金条例(平成23年条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(設置) 第1条 収入印紙及び郵便切手類(以下「印紙等」という。)の売りさばき事務を行い、もって町民の便宜を図るため、坂祝町収入印紙等購買基金(以下「基金」という。)を設置する。	(設置) 第1条 収入印紙、 <u>岐阜県収入証紙</u> 及び郵便切手類(以下「印紙等」という。)の売りさばき事務を行い、もって町民の便宜を図るため、坂祝町収入印紙等購買基金(以下「基金」という。)を設置する。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 52 号

坂祝町公民館条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町公民館条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提 案 理 由

坂祝町中央公民館を利用しやすい施設として維持していくため、利用方法の見直しを図り、物価高騰に合わせて使用料を改定するものです。

坂祝町公民館条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町公民館条例(昭和62年条例第17号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表に定める使用料を<u>指定された期日までに納付しなければならない</u>。ただし、町長が公益上必要があると認めるときは、使用料を免除し、減免し、又は加算することができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第5条 使用者は、別表に定める使用料を<u>あらかじめ納付しなければならない</u>。ただし、町長が公益上必要があると認めるときは、使用料を免除し、減免し、又は加算することができる。</p> <p>2 <u>既納の使用料は、返還しない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) <u>使用者の責に帰さない理由により使用することができないとき。</u></p> <p>(2) <u>使用日の前日までに使用の許可申請を撤回したとき。</u></p>
<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 施設使用料 【別記1 参照】</p> <p>2 備品使用料 【別記2 参照】</p>	<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 施設使用料 【別記1 参照】</p> <p>2 備品使用料 【別記2 参照】</p>

【別記1】

改正後

階数	施設名等	使用料(1時間当たりの金額)
1階	ホール	施設使用料
		2,500円
	楽屋 (1室につき)	空調設備使用料
		1,500円
2階	調理室	施設使用料
		800円
	研修室 (1室につき)	空調設備使用料
		200円
	施設使用料	400円
		100円

	幼児室	施設使用料	200円	
		空調設備使用料	100円	
3階	和室	施設使用料	800円	
		空調設備使用料	200円	
視聴覚室		施設使用料	800円	
		空調設備使用料	200円	
会議室		施設使用料	300円	
		空調設備使用料	100円	
研修室		施設使用料	300円	
		空調設備使用料	100円	
付記				
1 1時間に満たない使用時間については、1時間に繰り上げて算定する。				
2 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。				

改正前

階数	施設名等	使用料(1時間当たりの金額)
1階	ホール	施設使用料 2,000円
		空調設備使用料 1,500円
	楽屋 (1室につき)	施設使用料 150円
		空調設備使用料 100円
	応接室	施設使用料 270円
		空調設備使用料 100円
2階	調理室	施設使用料 700円
		空調設備使用料 200円
	研修室 (1室につき)	施設使用料 330円
		空調設備使用料 100円
	幼児室	施設使用料 180円
		空調設備使用料 100円
3階	和室 (全体使用)	施設使用料 600円
		空調設備使用料 200円
	和室 (茶室のみ使用)	施設使用料 180円
		空調設備使用料 100円
	視聴覚室	施設使用料 660円

	空調設備使用料	200円
会議室	施設使用料	200円
	空調設備使用料	100円
研修室 (パソコン13台設置)	施設使用料	260円
	空調設備使用料	100円
付記		
1 1時間に満たない使用時間については、1時間に繰り上げて算定する。		
2 町外の使用者が使用するときには、30%の加算を行う。		
3 土曜日、日曜日及び祝日に施設を使用するときには、15%の加算を行う。		
4 使用料に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。		

【別記2】

改正後

階数等	施設名等	備品名等	使用料 (1時間当たりの金額)	
1階	ホール	音響装置	600円	
		照明装置	800円	
		グランドピアノ	400円	
		演台	200円	
		花台	100円	
		司会台	100円	
2階	研修室	音響装置	200円	
3階	和室	音響装置	200円	
	視聴覚室	音響装置	200円	
		ピアノ	200円	
共通	事務局管理備品	プロジェクター	100円	
		DVD等再生装置	100円	
		ポータブルワイヤレスアンプ	100円	
付記				
1時間に満たない使用時間については、1時間に繰り上げて算定する。				

改正前

階数等	施設名等	備品名等	使用料 (1時間当たりの金額)
1階	ホール	音響装置	530円
		照明装置	800円
		グランドピアノ	300円
		演台	150円
		花台	100円
		司会台	100円
2階	研修室	音響装置	150円
3階	和室	音響装置	150円
	視聴覚室	音響装置	150円
		ピアノ	100円
共通	事務局管理備品	プロジェクター	100円
		ビデオデッキ	100円
		DVD再生装置	100円
		ポータブルワイヤレスアンプ	100円
		移動型音響装置	200円
		付記	
1時間に満たない使用時間については、1時間に繰り上げて算定する。			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の坂祝町公民館条例第5条の規定は、令和8年4月1日以降に使用する公民館使用料について適用し、令和8年3月31日以前の公民館使用料については、なお従前の例による。

議案第 53 号

坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年 4 月 25 日法律第 29 号）の施行により、本条例で引用する箇所に変更が生じたため所要の改正をするものです。

坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例（案）

坂祝町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用児童に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用児童に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第54号

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第14条第1項の規定により、坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年4月25日法律第29号）及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年9月16日内閣府令第82号）の施行により、本条例で引用する箇所に変更が生じたため所要の改正をするものです。

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）</u>が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>乳幼児に対する健</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用乳幼児に対する</u></td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;"><u>康診査</u></td><td style="padding: 5px;"><u>利用開始時の健</u></td></tr> </table>	<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健</u>	<u>利用乳幼児に対する</u>	<u>康診査</u>	<u>利用開始時の健</u>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(利用乳幼児及び職員の健康診断)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。</u>この場合において、家庭的保育事業者等は、<u>乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u></p>
<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</u>						
<u>乳幼児に対する健</u>	<u>利用乳幼児に対する</u>						
<u>康診査</u>	<u>利用開始時の健</u>						

	<u>康診断、定期の健</u> <u>康診断又は臨時の</u> <u>健康診断</u>
3・4 (略)	3・4 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 55 号

坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年 4 月 25 日法律第 29 号）の施行により、本条例で引用する箇所に変更が生じたため所要の改正をするものです。併せて、不必要的字句等の削除を行うものです。

坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号及び次号において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあってはその利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

（平成26年厚生労働省令第61号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）及び小規模保育事業B型（同令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項第1号において同じ。）にあってはその利用定員の数を6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型（同令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあってはその利用定員の数を6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあってはその利用定員の数を1人とする。

2 (略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

坂祝町少子化対策補助金支給に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町少子化対策補助金支給に関する条例の一部を改正するものとする。

令和 7 年 1 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提 案 理 由

少子化対策補助金の補助内容及び対象を変更するため、本条例を改正するものです。

坂祝町少子化対策補助金支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

坂祝町少子化対策補助金支給に関する条例（平成7年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(目的) 第1条 この条例は、少子化に対する施策として、第3子以上の <u>子</u> を養育する父母に対し、坂祝町少子化対策補助金（以下「補助金」という。）を支給することにより、父母の負担を軽減し、もって子の <u>成長</u> を奨励することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、少子化に対する施策として、第3子以上の <u>子供を出産し、かつ、</u> 養育する父母に対し、坂祝町少子化対策補助金（以下「補助金」という。）を支給することにより、父母の負担を軽減し、もって子の <u>出産</u> を奨励することを目的とする。
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>父母 第3子以上の子（児童手当法（昭和46年法律第73号）第3条第1項に規定する児童及び同法第6条第2項第2号に規定する第三子以降算定額算定対象者をいう。）を養育し、申請日の前年度1月1日（以下「基準日」という。）に坂祝町住民基本台帳に記録されている者</u> (2) <u>小学校1年生等 第3子以降の子であり、6歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、7歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、基準日に坂祝町住民基本台帳に記録されている者</u> (3) <u>中学校1年生等 第3子以降の子であり、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過し、13歳に達する日以後最初の3月31日までの間にあり、基準日に坂祝町住</u>	(定義) 第2条 この条例において「父母」とは、次の各号に定めるところによる。 (1) <u>第3子以上の子供を出産し、かつ、</u> 養育する父母 (2) <u>坂祝町住民基本台帳に記録され、現に本町に1年以上居住している者</u>

民基本台帳に記録されている者

(補助の対象者及び金額)

第3条 補助の内容及び対象者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 小学校入学祝金 小学校1年生等の子の父母に対し、3万円を補助する。

(2) 中学校入学祝金 中学校1年生等の子の父母に対し、3万3千円を補助する。

(補助金の申請)

第4条 前条の補助を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に4月末日までに申請書を提出するものとする。

(補助の内容及び対象者)

第3条 補助の内容及び対象者は、次の各号に定めるものとする。

(1) 保育所及び幼稚園に在籍している子の父母に対し、町が定める保育料の2分の1以内を補助する。ただし、既に保育料の減免を受けている場合は、減免後の保育料の2分の1以内とする。

(2) 町内の小学校1年生に就学する子の父母に対し、生活保護基準(一時扶助費)入学準備金の3分の1以内を補助する。

(補助金の申請)

第4条 前条の補助を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請書を提出するものとする。

(届出の義務)

第6条 前条により決定を受けた父母(以下「受給資格者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届けなければならない。

- (1) 補助資格を喪失したとき。
- (2) 保護者が変更になったとき。
- (3) 住所を変更したとき。
- (4) 氏名を変更したとき。

(資格喪失)

第7条 受給資格者が次の各号に該当する日には、その資格を喪失するものとする。

- (1) 第3条第1号に規定する要件を満たさなくなった日の翌日
- (2) 第3条第2号に規定する要件を満たさなくなった日の翌月

(補助の額)	(補助の額)
<u>第6条</u> (略)	<u>第8条</u> (略)
(補助金の返還)	(補助金の返還)
<u>第7条</u> (略)	<u>第9条</u> (略)
(委任)	(委任)
<u>第8条</u> (略)	<u>第10条</u> (略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第 57 号

坂祝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 14 条第 1 項の規定により、坂祝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものとする。

令和 7 年 1 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行により、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に乳児等通園支援事業が市町村の認可事業として創設されたため、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）を準拠し、当町における当該事業の設備及び運営に関する基準を制定するものです。

坂祝町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）

目次

第1章 総則（第1条～第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条～第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条～第26条）

第3章 雜則（第27条～第28条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身とも健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行

い、常にその改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。
(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理

論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延ないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医薬品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての

留意事項

- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。
(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。
3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上

であること。

- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上的階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構

		<p>造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。) を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。)</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	--	--

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその位置に至る歩行距離が30メートル以下となるよう設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入り、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所一につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施

設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）
(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(その他)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 4 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町一般会計補正予算（第 4 号）を提出するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

議案第 59 号

令和 7 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 7 年度坂祝町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を提出するものとする。

令和 7 年 12 月 3 日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

議案第60号

令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和7年度坂祝町介護保険特別会計補正予算（第3号）を提出するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第61号

令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度坂祝町水道事業会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第62号

令和7年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和7年度坂祝町下水道事業会計補正予算（第2号）を提出するものとする。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

議案第63号

坂祝町第7次総合計画中間見直し（案）について

坂祝町第7次総合計画中間見直し（案）について、坂祝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年坂祝町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤敬宏

坂祝町第7次総合計画 (案)

令和3年3月

令和8年3月改訂

坂祝町

はじめに

令和3年度からスタートした、10年計画である「坂祝町第7次総合計画」では、まちづくりの最上位理念として「新しい風を力に 魅力にあふれ 住み心地のよいまち さかほぎ」を掲げ、町民・事業者の皆さんと行政が一丸となって、まちづくりを進めてきました。

計画期間の中間点を迎えるにあたり、これまでの進捗状況を検証するとともに、社会情勢や町を取り巻く環境の変化を踏まえて、計画の中間見直しを行いました。

近年、人口減少や少子高齢化の進行、災害の激甚化・頻発化、さらにはデジタル化やカーボンニュートラルへの対応など、町を取り巻く状況は日々変化しています。こうした変化の中でも、町民の皆さまが安心して暮らし、将来に夢や希望を持ち、未来の人たちにより良い形でバトンを渡すことができる坂祝町を実現するためには、計画の柔軟な見直しと着実な推進が不可欠です。

今回の中間見直しでは、これまでの取り組みで得られた成果と課題を整理し、町の強みを生かしながら、次の時代を見据えた施策をより実効性のある形へと磨き上げました。

最後に、中間見直しにあたりご尽力いただいた皆さま、総合計画審議会委員の皆さま、関係各位に対し心から御礼申し上げます。

今後とも皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年3月



坂祝町長 伊藤 敬宏

目 次

序論	1
第1章 総合計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格と役割.....	3
3 計画の構成と期間.....	4
4 計画の推進体制.....	5
第2章 坂祝町の現状と動向.....	6
1 位置と地勢	6
2 人口と世帯	7
3 就業構造	8
4 アンケート調査結果.....	9
第3章 時代の潮流	12
1 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来.....	12
2 環境問題への対応.....	12
3 安全・安心意識の高まり.....	12
4 情報通信技術（ICT）の進展.....	12
5 ライフスタイルの多様化.....	13
6 地方創生の推進.....	13
7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進.....	13
第4章 まちづくりの主要な課題.....	14
1 明日を担うこどもたちの育成と生涯学習環境の形成.....	14
2 高齢者福祉・子育て支援体制の充実.....	14
3 町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興.....	14
4 豊かな自然環境の保全と安全・安心なまちづくりの推進.....	15
5 便利で快適なまちづくりの推進.....	15
6 行財政改革の推進と協働体制の確立.....	15
基本構想	17
第1章 坂祝町の将来像.....	19
第2章 人口の見通し.....	20
第3章 基本目標	21
基本目標1 豊かな心を育む教育・文化のまち.....	22
基本目標2 健康で安心して暮らせる福祉のまち.....	22
基本目標3 活力ある産業のまち.....	22
基本目標4 安全・安心でやすらぎのあるまち.....	22
基本目標5 快適で便利なまち.....	22

基本目標6 みんなが主役の協働のまち.....	23
戦略プロジェクト	25
第Ⅰ章 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）	27
1 戦略プロジェクトの設定.....	27
2 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）	28
基本計画	31
基本目標1 豊かな心を育む教育・文化のまち.....	33
1 学校教育	33
2 社会教育	36
3 青少年健全育成.....	38
4 文化芸術・文化財.....	40
5 社会体育	41
基本目標2 健康で安心して暮らせる福祉のまち.....	43
1 子育て支援	43
2 保健・医療	45
3 高齢者福祉	47
4 障がい者福祉.....	49
5 地域福祉・社会保障.....	51
基本目標3 活力ある産業のまち.....	53
1 農業	53
2 商工業	55
3 観光	56
基本目標4 安全・安心でやすらぎのあるまち.....	57
1 環境・景観	57
2 廃棄物対策	59
3 消防・防災・救急.....	61
4 防犯・交通安全.....	63
基本目標5 快適で便利なまち.....	65
1 道路・公共交通.....	65
2 住宅、移住・定住.....	67
3 上水道・下水道.....	68
基本目標6 みんなが主役の協働のまち.....	70
1 地域間交流・多文化共生.....	70
2 人権尊重・男女共同参画.....	72
3 コミュニティ.....	73
4 住民参画・協働.....	74
5 行政運営	75
6 財政運営	77

7 人材育成	78
資料編	80
坂祝町第7次総合計画中間見直しの経過.....	82
坂祝町総合計画審議会委員名簿.....	83

序論

第Ⅰ章 総合計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

本町では、平成28年3月に「坂祝町第6次総合計画」を策定し、「暮らしたい 訪れた
い 魅力あふれるまち さかほぎ」を将来像として掲げ、住民とともに様々な取り組みを
積極的に推進し、本町の発展と一体感の醸成に向けて、住民生活の全分野にわたる多くの
施策を進めてきました。

しかし、この間、急速に進行する人口減少と少子高齢化への対応、大規模災害の発生や
新しい感染症による安全・安心に対する不安の高まり、情報通信技術の一層の進展、さら
には、地方創生^{※1}の時代の到来等、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような背景のもと、今後10年間のまちづくりの方向性とその実現に向けた取り組
みを明らかにし、すべての住民にわかりやすい新たなまちづくりの指針として、「坂祝町
第7次総合計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と役割

「総合計画」は、まちづくりのすべての分野における行政経営の基本となる“最上位計
画”であり、総合的かつ計画的な行政経営を進めていくための指針となります。

本計画は、このような位置付けを踏まえ、今後の本町のまちづくりの方向性を示すと
ともに、次のような役割を持ちます。

行政経営の基本的な指針
地方創生の時代にふさわしい、将来にわたって活力と魅力ある坂祝町をつくり、 持続していくため、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための行政 経営の基本的な指針となるものです。
参画・協働のまちづくりを進めるための共通の目標
今後のまちづくりの方向性や必要な取り組みを住民と行政が共有し、住民一人ひ とりが主体的に参画・協働するまちづくりの共通の目標となるものです。
広域行政に対する連携の基礎
国や県、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を示す とともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整し、反映させていく連携の 基礎となるものです。

^{※1} 地方創生：人口減少の歯止めや東京圏への人口集中の是正などにより、将来にわたって活力と魅力あ
る地方をつくりだすこと。

3 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」をもって構成します。

本計画の期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。「基本計画」は、令和7年度中に見直しを行います。

また、「実施計画」は、財政状況を勘案しながら、毎年度、見直して策定します。

(1) 基本構想

本町の総合的かつ計画的な行財政運営を図るための基本的な指針であって、本町が目指すべき将来像とこれを実現するための基本目標を示すものです。

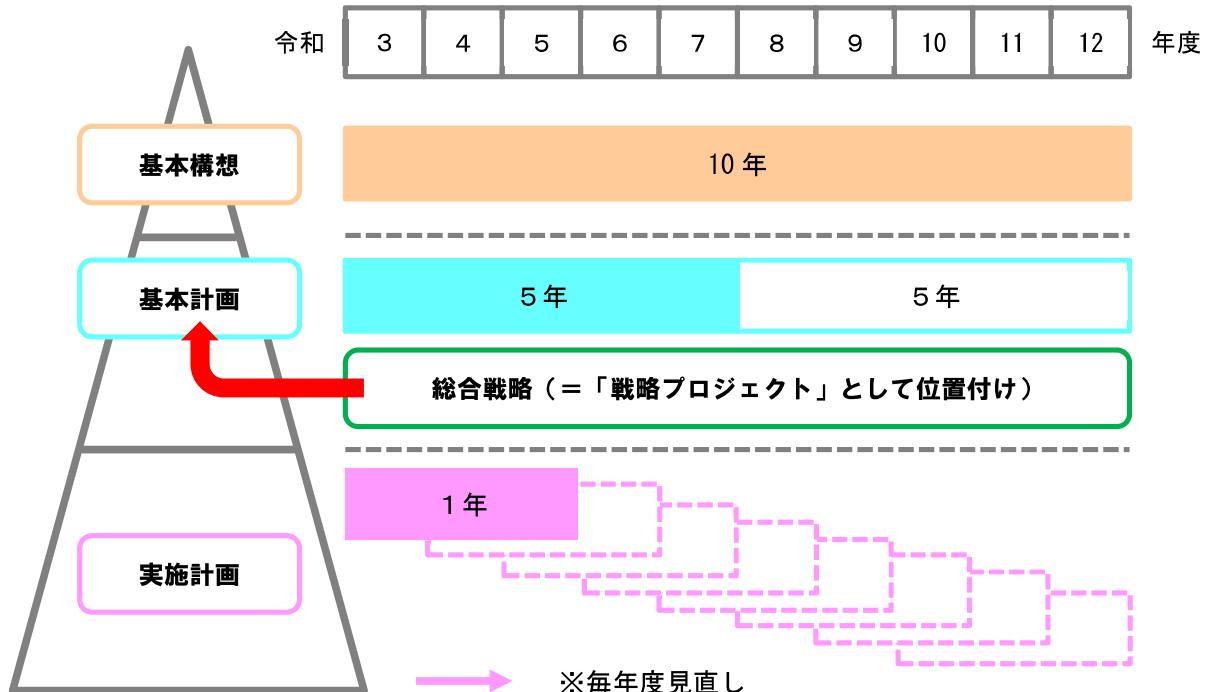
(2) 基本計画

基本構想に基づき、その実現を図るために推進すべき施策や目標指標等を体系的に示すものです。

また、人口減少対策に注力して取り組む施策を戦略プロジェクトとして設定します。

(3) 実施計画

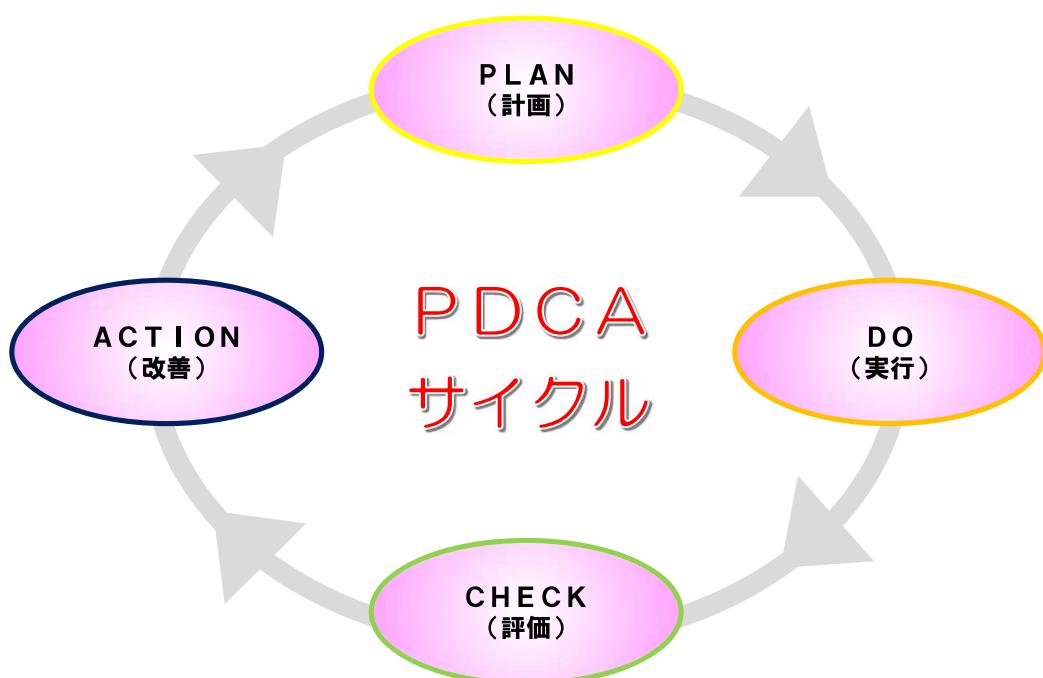
基本計画に掲げた施策に基づき、具体的な事業を示すことにより、実施する内容を明らかにするものです（本冊子には掲載していません）。



4 計画の推進体制

本計画は、基本計画に掲げる各施策の目標指標について、毎年度、PDCA サイクル^{※2}による検証を行うことにより、継続的な改善・向上につなげるとともに、必要に応じて見直しを行います。

また、実施計画については、毎年度、各担当課による見直しを行い、事務事業の進捗状況の確認を行います。



^{※2} PDCA サイクル：事業の管理を円滑に進めるための手法の1つ。Plan—Do—Check—Actionという事業活動の「計画」「実行」「評価」「改善」サイクルを示す。

第2章 坂祝町の現状と動向

I 位置と地勢

本町は、加茂郡の西南、岐阜県の中南部に位置しています。5つの市に囲まれており、北と東は美濃加茂市、西は関市及び各務原市、南は木曽川を挟んで可児市及び愛知県犬山市に接しています。東西に4.9km、南北に4.3km、面積12.87km²の小さな町です。

本町の地形は、中央部を郷部山丘陵が占め、それを取り囲むように平野部が広がっています。西部には、城山などの急峻な山地が連なっています。

交通では、町の南部を県道207号とJR高山本線が木曽川に沿って東西を貫いています。各務原市から国道21号坂祝バイパスが通り、北部の国道248号バイパスにつながっています。西部には県道346号富加坂祝線、県道367号勝山山田線が通っています。

本町の中央南部は、JR高山本線坂祝駅周辺で、町役場などが立地しています。東部は、酒倉地区において工場が複数立地し、工業地域となっています。北部は、平坦地に農地が広がっていますが、今後は、国道248号バイパス沿線に商業施設の立地が見込まれるため、人の出入りが多くなることが予想されます。また、北東部には、加茂山団地があり、まとまった住宅地が広がっています。西部は、本町のシンボルである猿啄城跡を有する森林地域となっており、麓には農地や住宅地が広がっています。南部を流れる名勝木曽川は、飛騨木曽川国定公園に指定され、「日本ライン」と呼ばれています。



2 人口と世帯

本町の人口の推移をみると、国勢調査では、平成 27 年の総人口は 8,202 人でしたが、令和 2 年の総人口は 8,071 人となっており、この 5 年間でも減少していることがわかります。

年齢 3 区別人口をみると、年少人口（14 歳以下）と生産年齢人口（15～64 歳）が減少傾向にある一方、老人人口（65 歳以上）は増加傾向にあるのには変わりはありません。

令和 2 年の高齢化率は 28.0% と、全国平均（28.6%）や岐阜県平均（30.6%）を下回り、平成 27 年に比べて高齢化のスピードが速くなっています。一方、年少人口比率は 13.0% で横ばい傾向ですが、今後低下すると予測されます。

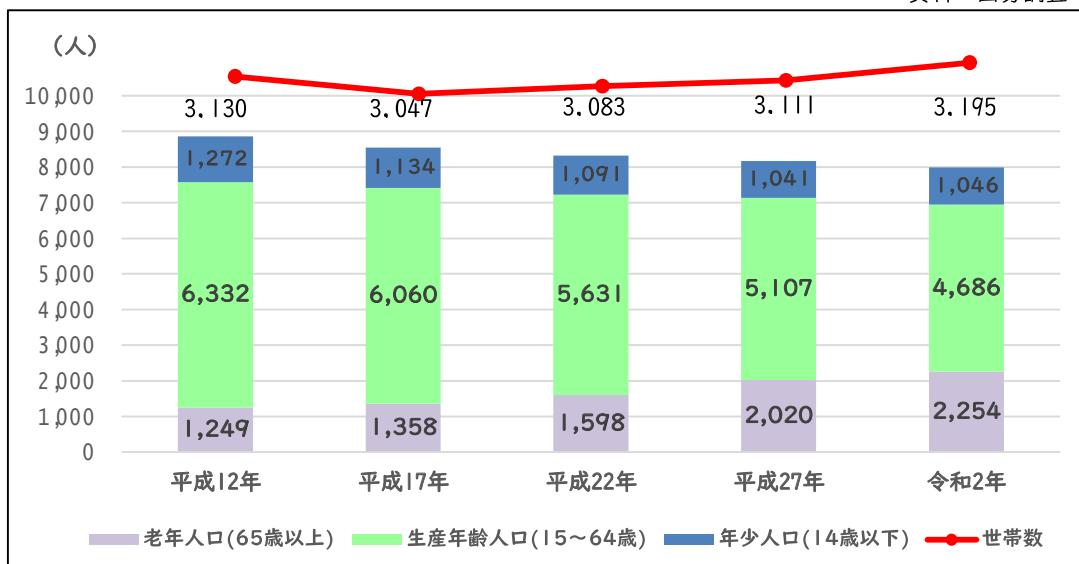
世帯数は、平成 27 年から比べると増加傾向にありますが、1 世帯あたりの人数は 2.52 人と減少傾向となっており、本町においても定住促進が急務です。

項目	年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口（人）		8,853	8,552	8,361	8,202	8,071
年少人口 (14 歳以下)	人数（人）	1,272	1,134	1,091	1,041	1,046
	構成比率（%）	14.4	13.3	13.0	12.7	13.0
生産年齢人口 (15～64 歳以下)	人数（人）	6,332	6,060	5,631	5,107	4,686
	構成比率（%）	71.5	70.9	67.3	62.3	58.0
老人人口 (65 歳以上)	人数（人）	1,249	1,358	1,598	2,020	2,254
	構成比率（%）	14.1	15.9	19.1	24.6	28.0
世帯数（世帯）		3,130	3,047	3,083	3,111	3,195
1 世帯あたり人数（人）		2.83	2.81	2.71	2.64	2.52

参考：令和 6 年 10 月 1 日時点 人口 8,150 人 世帯数 3,445 世帯 1 世帯あたり人数 2.37 人

注：総人口には年齢不詳を含むため、各年齢層の人数の合計と総人口は異なります。また、年齢不詳と端数処理の関係で構成比の合計は、100% にならない場合があります。

資料：国勢調査



3 就業構造

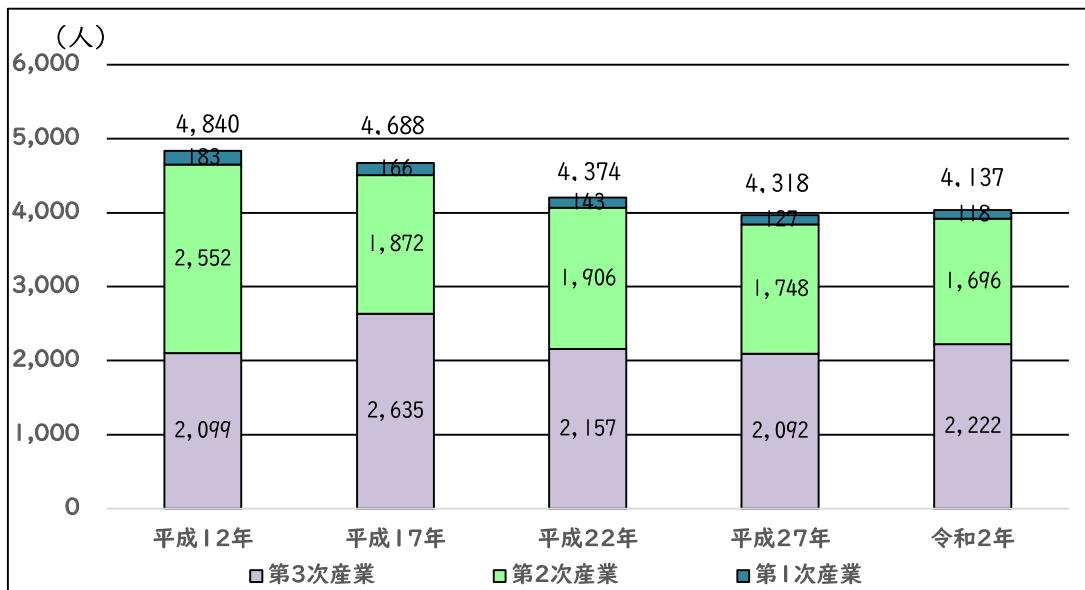
令和 2 年の国勢調査における本町の就業者総数は 4,137 人となっており、人口の動向と同様に減少傾向にあります。

平成 27 年に比べて産業別では、第 1 次産業・第 2 次産業の就業人口は大幅な減少は見られませんでした。第 3 次産業の就業人口は、大幅に増加しています。

項目	年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
就業者総数 (人)		4,840	4,688	4,374	4,318	4,137
第 1 次 産業	就業者数 (人)	183	166	143	127	118
	構成比率 (%)	3.8	3.5	3.3	2.9	2.9
第 2 次 産業	就業者数 (人)	2,552	1,872	1,906	1,748	1,696
	構成比率 (%)	52.7	39.9	43.6	40.5	41.0
第 3 次 産業	就業者数 (人)	2,099	2,635	2,157	2,092	2,222
	構成比率 (%)	43.4	56.2	49.3	48.4	53.7
分類不 能	就業者数 (人)	6	15	168	351	101
	構成比率 (%)	0.1	0.3	3.8	8.1	2.4
就業率 (%)		54.7	54.8	52.3	52.6	51.2

注：端数処理の関係で構成比の合計は、100%にならない場合があります。

資料：国勢調査



資料：国勢調査

4 アンケート調査結果

本町の住民や企業等の状況や意向を把握するため、令和2年1月にアンケート調査を実施しました。

アンケート調査の概要は、次のとおりです。

種類	概要
住民アンケート	・18歳以上の町民1,500人を対象に実施（回収率37.9%）。 ・無作為抽出。郵送法による調査票の配布・回収。
転出者アンケート	・過去に坂祝町から転出された方100人を対象に実施（回収率16.0%） ・無作為抽出。郵送法による調査票の配布・回収。
企業アンケート	・町内の企業50社を対象に実施（回収率44.0%） ・無作為抽出。郵送法による調査票の配布・回収。

注：以降の分析結果では、比率は百分率（%）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出していることから、各回答の合計比率が100%にならない場合があります。

（1）住民アンケート結果

① 町への愛着度

坂祝町に“愛着を感じている”が72.3%、“愛着を感じていない”が4.6%と、住民のまちへの愛着度の高さが伺えます。

“愛着を感じている”と答えた人を年齢でみると、70代以上が81.3%と最も高く、概ね年齢が上がるにつれ、上昇していく傾向にあります。



② 定住意向

今後も坂祝町に“住みたい”が72.8%、“住みたくない”が3.7%と、愛着度と同様に、住民の定住意向の高さが伺えます。

“住みたい”と答えた人を年齢でみると、70代以上が87.0%と最も高く、概ね年齢が上がるにつれ、上昇していく傾向にある一方、18歳～20代では35.9%と他の世代に比べ低くなっています。



③ 町の各分野に関する満足度と重要度

第6次総合計画における町の施策の満足度と重要度は、次のような結果となっています。

	満足度が高い項目	満足度が低い項目
第1位	消防・防災対策の充実	地元商店の活性化
第2位	健康診断の受診しやすさ	坂祝町らしい店舗・商品の充実
第3位	河川の整備	特産品のPRによる町のイメージづくり
第4位	雨水排水対策	公園の整備
第5位	ごみ収集体系の整備	観光資源の活用・発掘

	重要度が高い項目	重要度が低い項目
第1位	消防・防災対策の充実	屋外広告物や看板等のデザインの統一
第2位	雨水排水対策	観光客のニーズの把握
第3位	防犯対策の充実	坂祝町らしい店舗・商品の充実
第4位	交通安全対策の充実	デマンドタクシーの整備
第5位	河川の整備	地元商店の活性化

④ 求められる施策

上記の満足度と重要度の分析を踏まえ、今後、本町が優先的に取り組むべき施策を把握するため、満足度評価と重要度評価の相関をみると、次の施策が優先度の高い項目となっています。

第6次総合計画の基本目標	優先度の高い項目
基本目標1 安全で住みやすいまちについて	・公園や緑地など、身近な緑の保全 ・ごみの不法投棄対策 ・道路の整備
基本目標4 活動と交流が盛んなまちについて	・雇用の場の確保など、勤労者対策の充実
基本目標5 誰もが主役のまちについて	・行政への町民意向の反映 ・行政情報のわかりやすい提供

(2) 転出者アンケート

本町で特に住みやすいと感じた点と特に住みにくいと感じた点は、次のような結果となっています。

	特に住みやすいと感じた点	特に住みにくいと感じた点
第1位	わからない・特にない	職場が遠い、仕事が少ない
第2位	公園や自然環境	道路・交通機関が不便
第3位	道路・交通機関	まちが寂しい
第4位	近所のつきあい、地域活動の活発さ	公園や自然環境が少ない
第5位	職場が近い、仕事が多い	防犯・防災体制が不十分 わからない・特にない

(3) 企業アンケート

本町において、今後、重点的に取り組む必要がある施策は、次のような結果となっています。

	重点的に取り組む必要がある施策
第1位	子育て支援・子育て環境の充実
第2位	災害に強いまちづくり（防災、避難など）
第3位	生活道路（町道など）の整備・改良
	企業誘致の推進
第5位	雇用の確保、就業に関する支援

第3章 時代の潮流

本町を取り巻く社会経済環境は、様々な面で大きく変化しています。
本計画策定にあたり留意すべき時代の潮流について、次のとおり整理しました。

I 少子高齢化の進行と人口減少社会の到来

国の人口は平成20年をピーク（12,808万人）に減少局面に入っています。人口減少・少子高齢化が加速化しています。特に高齢者の単独世帯の増加や無居住地域の拡大も顕著になっています。

こうした状況下では、人口減少の抑制とともに、人口減少を前提とした社会システムへの転換が求められています。

2 環境問題への対応

社会経済活動による環境負荷の増大等により自然環境が損なわれつつあり、住民との協働による保護、保全の取り組みや循環型社会の構築が求められています。

さらに、地球温暖化対策として低炭素型の地域構造や社会経済システムの形成が求められている中、あらゆる局面で環境への負荷を低減するためには、環境への配慮が企業・団体の取り組みとしても不可欠になっています。

3 安全・安心意識の高まり

全国各地で頻発する地震や台風等の大規模自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延もあり、災害や危機管理に対する意識が高まっています。

また、こどもを巻き込む犯罪や事故、特殊詐欺による被害等も後を絶たず、安全で安心して暮らせる社会づくりが求められています。

4 情報通信技術（ICT）の進展

情報通信技術（ICT）の飛躍的な進展により、コミュニケーションや情報発信における利便性の向上に加え、人口減少時代における課題解決の手段としての役割が期待されています。

その一方、社会問題化するインターネット犯罪、プライバシー侵害、個人情報の漏えいなどに対する情報セキュリティの強化が求められています。

5 ライフスタイルの多様化

ライフスタイルの多様化により、様々なニーズに対するきめ細かな対応が求められています。

また、社会の持続的な発展には、女性や高齢者の活躍が重要になるとともに、働き方の多様化や労働の質の向上が求められます。

人権意識を醸成し、ワーク・ライフ・バランスの実現や地域での交流を通じて、協働・共助の仕組みの構築が求められています。

6 地方創生の推進

人口減少と東京圏への一極集中に対し、国は、平成26年12月に施行した「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、地方創生の推進に向けた移住・定住の促進や関係人口の創出・拡大等の総合的な取り組みを進めています。

令和元年12月に閣議決定された第2期の総合戦略では、新たな視点も盛り込み、地方創生の一層の充実と強化が図られています。

7 持続可能な開発目標（SDGs）の推進

「この先の世界が今以上に良くなるために2030年までに世界の人々が全員で協力して解決したい目標」である持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境を巡る広範囲な課題に総合的に取り組むことを示しています。

国もSDGsの実施指針を決定し、達成に向けた地域での取り組みを促進しています。



第4章 まちづくりの主要な課題

本計画の策定にあたり、本町の現状と動向、住民意識調査の結果、時代の潮流を踏まえ、主要な課題を次のとおり整理しました。

I 明日を担うこどもたちの育成と生涯学習環境の形成

教育行政への取り組みが進められ、教育に対する人々の関心が一層高まる中、本町においても、子どもの教育環境の充実が強く求められています。

また、住民一人ひとりが生涯にわたり生きがいを持ち続け、地域活動への参加と連帯ができるよう、誰もが自発的に学び、活動できる生涯学習環境の形成が必要となっています。

このため、本町ならではの特色ある教育行政を推進し、町の明日を担うこどもたちや人材の育成に取り組んでいく必要があります。

2 高齢者福祉・子育て支援体制の充実

保健・福祉・医療体制の整備充実や急速に進む少子高齢社会への対策が強く求められています。

このため、これまで整備してきた保健・福祉環境や積極的に整備してきた子育て環境を活かし、保健・福祉・医療体制や総合的な子育て支援体制の一層の充実を図り、すべての住民が健康で安心して暮らすことができ、また、こどもを安心して産み育てることができる環境を整備する必要があります。

3 町経済の活性化、雇用の場の拡充に向けた産業振興

地方の産業・経済が依然として厳しい状況にある中、企業誘致などによる産業振興や雇用対策が強く求められています。特に、住民アンケートでは、地元商店の活性化や坂祝町らしい店舗・商品の充実に対する住民の満足度が低くなっています。

このため、町の経済の活性化と雇用の場の創出に向け、豊かな自然資源を活かした農業の一層の推進、また、広域交通・立地条件を活かした企業誘致や工業の振興、さらには、中心市街地をはじめとする商業の振興を図り、若者にも魅力があり、活力のある産業基盤整備を進めていく必要があります。

4 豊かな自然環境の保全と安全・安心なまちづくりの推進

緑豊かな山々や清らかな河川等を背景に広がる豊かな自然や景観、田園風景は住民の誇りであり、未来に残すべき財産です。今に生きる私たちには、この素晴らしい自然環境、そして地球環境を次世代に引き継いでいく使命があります。特に、住民アンケートでは、優先度の高い項目として、公園や緑地など、身近な緑の保全があげられています。

これまで、ごみの適正処理やリサイクルに積極的に取り組んできましたが、今後も豊かな自然環境を保全していくとともに、地球温暖化の防止につながる生活スタイルの普及を促進するなど、循環型まちづくりの形成・確立に取り組んでいく必要があります。

また、全国各地で大規模災害が発生し、人々の安全・安心に対する意識が一層高まる中、本町においても、消防・防災体制の一層の充実が強く求められています。

このため、自然災害が少ないまちとしての特性を活かし、消防・防災・防犯体制の充実を図り、自然災害や悪質な犯罪などから住民を守る安全・安心なまちづくりに取り組んでいく必要があります。

5 便利で快適なまちづくりの推進

住民アンケートでは、優先度の高い項目として、道路の整備状況があげられていることから、町の主要施設や集落間のアクセス向上を図る道路・交通網をはじめ、コンパクトに都市機能が集積された中心市街地形成や住宅・宅地基盤など、便利で快適な生活基盤の整備が必要です。

このため、コンパクトなまちとしての特性を活かす視点に立ち、計画的な土地利用のもと、道路網の整備や公共交通機関の充実、住宅の整備、情報化・技術革新の推進など、便利で快適な生活基盤の整備を進めていく必要があります。

6 行財政改革の推進と協働体制の確立

地方創生の時代を迎え、自立可能な自治体経営が求められている中、今後一層厳しさを増すことが予想される財政状況において、多様化する住民ニーズに対応していくためには、住民の参画を図りながら、協働を基本に、町全体の自立力を強化していくことが必要です。

このため、行財政改革を今後とも積極的に推進するとともに、活発な住民活動やボランティア活動を一層促進し、さらには、NPO等の団体育成を図り、活動を支援しながら、住民と行政との協働体制の確立に努め、住民と行政がともに汗をかき、知恵を出し合いながら、協働のまちづくり・地域づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

基本構想

第Ⅰ章 坂祝町の将来像

将来像は、本町が10年後に目指す町の姿を示すものであり、今後のまちづくりを推進する際の象徴として位置付けられるものです。

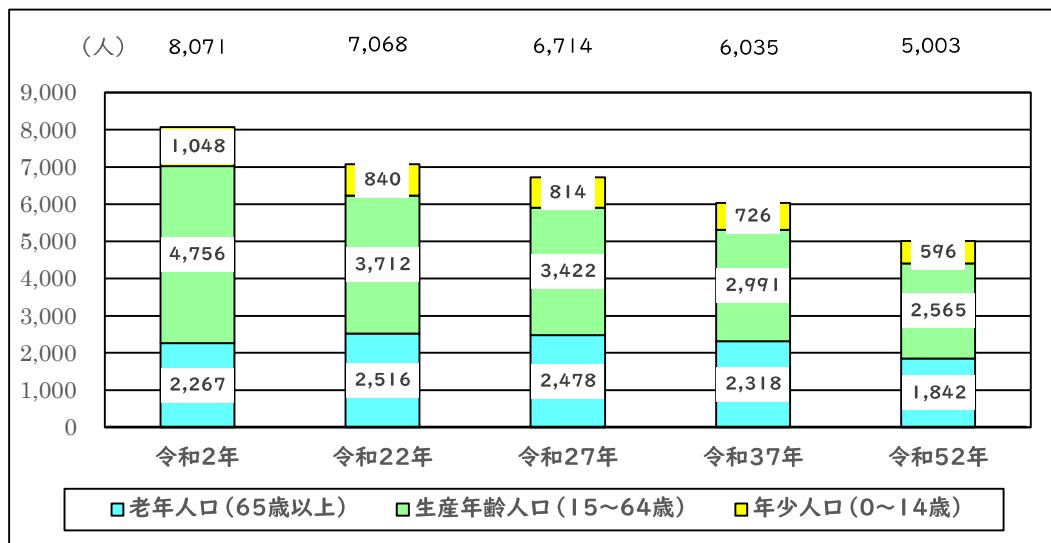
人口減少や少子高齢化等、厳しい社会環境が続く中、時代の潮流やまちづくりの主要な課題を踏まえ、住民との協働のもと、魅力と活力にあふれ、住み心地のよいまちを目指し、本計画の将来像を次のとおり定めます。

新しい風を力に 魅力にあふれ
住み心地のよいまち さかほぎ

将来像	キーワード
新しい風を力に	<ul style="list-style-type: none">・平成から令和へと新しい時代の流れを力に・急速に進展する情報通信技術の活用・「関係人口」の創出・拡大・将来を担う若い力を未来へつなぐ
魅力にあふれ	<ul style="list-style-type: none">・インフラに恵まれた生活環境・豊かな自然環境・災害が少ない地域
住み心地のよいまち	<ul style="list-style-type: none">・コンパクトで小回りの利く行政運営・一人ひとりの顔が見える住民目線の住み心地のよいまちづくり

第2章 人口の見通し

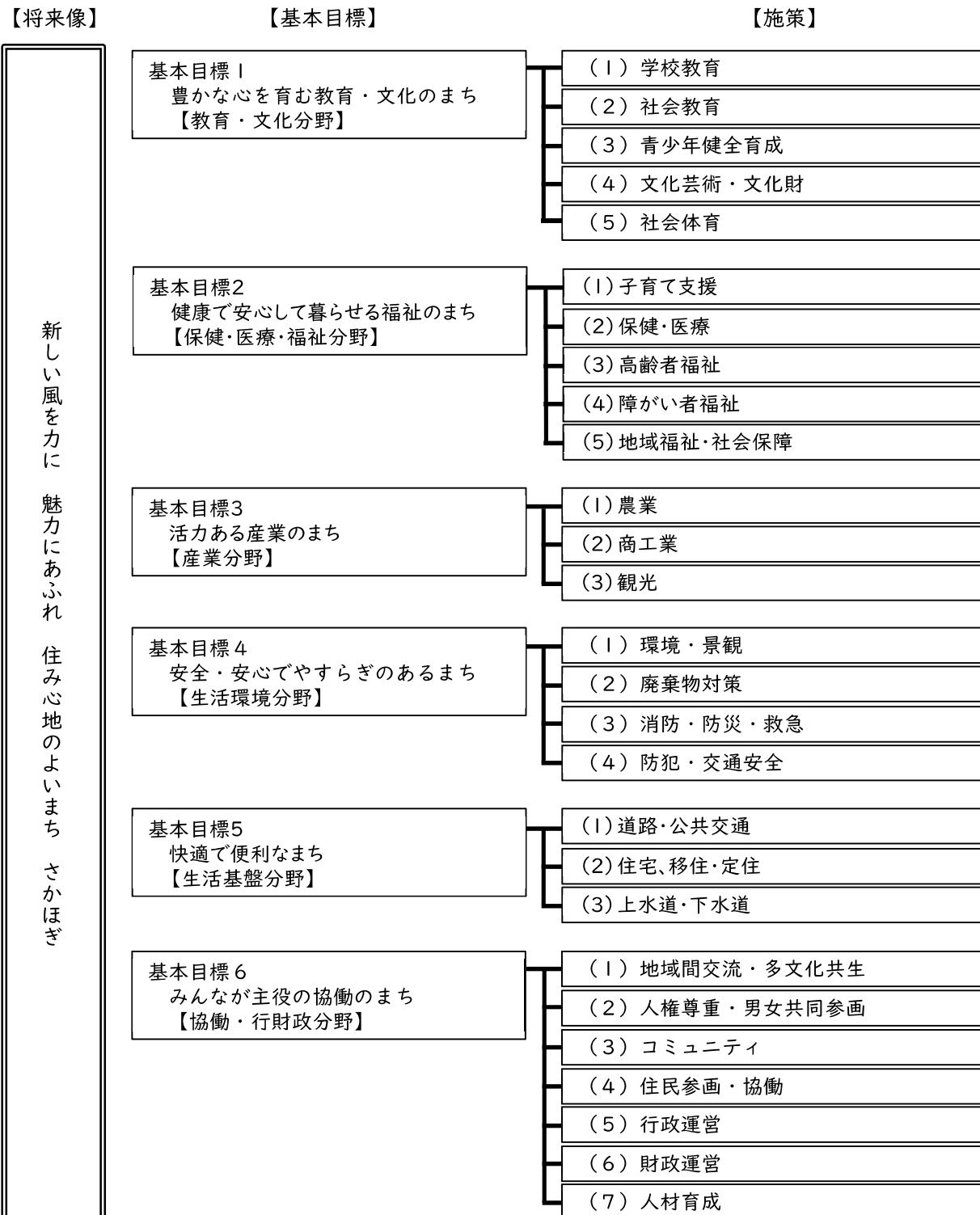
社人研推計準拠に基づく年齢3区分別人口の割合の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は、令和2(2020)年以降減少し続け、年少人口は令和2(2020)年の1,048人(13.0%)から令和52(2070)年には596人(11.9%)、生産年齢人口は4,756人(58.9%)から2,565人(51.3%)まで減少します。一方、老人人口は令和22(2040)年まで増加した後、令和37(2055)年から減少に転じ、令和2(2020)年の2,267人(28.1%)から令和52(2070)年には1,842人(36.8%)となる見込みです。



資料：第3期坂祝町人口ビジョン

第3章 基本目標

将来像「新しい風を力に 魅力にあふれ 住み心地のよいまち さかほぎ」の実現に向けて、新たなまちづくりの基本目標を次のとおり設定します。



基本目標Ⅰ 豊かな心を育む教育・文化のまち

生きる力の育成を重視した幼児期・学校教育の充実、生涯にわたって学び続け、自己を高めていくことができる生涯学習体制の充実に努めます。

また、住民主体の芸術文化活動の促進やスポーツ活動の支援に努め、豊かな心を育む教育・文化のまちづくりを進めます。

基本目標Ⅱ 健康で安心して暮らせる福祉のまち

少子化の急速な進行に対応した子育て支援の充実、住民一人ひとりの健康の保持・増進に向けた健康づくり・地域医療体制の充実に努めます。

また、高齢者や障がい者がいきいきと暮らせる福祉・介護環境の充実、支え合いの精神に基づく地域福祉体制づくり、さらには、医療保険・年金等の充実に努め、健康で安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

基本目標Ⅲ 活力ある産業のまち

農業生産基盤の充実や担い手の育成をはじめとする多様な振興施策を一体的に推進し、基幹産業である農業の一層の振興に努めます。

また、商工会との連携による地域に密着した魅力ある商業活動の促進、既存企業への支援や企業誘致等による工業の振興、農業資源等を活かした観光・交流機能の拡充に努め、活力ある産業のまちづくりを進めます。

基本目標Ⅳ 安全・安心でやすらぎのあるまち

環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動を推進するとともに、循環型社会の形成に向けたごみ・し尿等廃棄物処理対策の充実に努めます。

また、健康で快適な暮らしに欠かせない上水道・下水道の整備に努めるとともに、消防・防災・救急体制や防犯体制・交通安全の一層の充実を図り、安全・安心でやすらぎのあるまちづくりを進めます。

基本目標Ⅴ 快適で便利なまち

計画的な土地利用の推進や道路・交通網の整備、移住・定住につながる住宅・市街地の整備を進めるとともに、住民生活の質的向上に向けた情報化・技術革新の推進を図り、快適で便利なまちづくりを進めます。

基本目標6 みんなが主役の協働のまち

新しい時代の住民と行政との協働のまちづくり、地域主導のまちづくりに向け、住民参加のまちづくりの推進やコミュニティ活動の充実を図ります。

また、人権尊重社会・男女共同参画の形成に向けた取り組み、地方創生の時代にふさわしい自立した自治体経営を推進し、みんなが主役の協働のまちづくりを進めます。

戦略プロジェクト

第Ⅰ章 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）

I 戦略プロジェクトの設定

本町の最上位計画である「総合計画」では、本町の全般的な施策展開や今後の方向性を定めています。これに対し、「総合戦略」は、人口減少対策に特化した取り組みを定めたものです。

人口減少対策は、本町においても喫緊の課題であり、重点的かつ優先的に取り組む施策（総合戦略事業）であることから、総合戦略を総合計画における「戦略プロジェクト」（＝坂祝町第2期総合戦略）として位置付けます。

基本目標1 豊かな心を育む教育・文化のまち

基本目標2 健康で安心して暮らせる福祉のまち

基本目標3 活力ある産業のまち

基本目標4 安全・安心でやすらぎのあるまち

基本目標5 快適で便利なまち

基本目標6 みんなが主役の協働のまち

戦略プロジェクト1 子育てしやすい環境を整える

戦略プロジェクト2 観光資源を活かした関係人口の創出

戦略プロジェクト3 町への新しい人の流れをつくる

戦略プロジェクト4 多文化理解・共生による外国人も住みやすいまちづくり

将来像の実現へ

新しい風を力に 魅力にあふれ

住み心地のよいまち さかほぎ

2 戦略プロジェクト（坂祝町第2期総合戦略）

戦略プロジェクト1 子育てしやすい環境を整える

独身の若者を取り巻く環境や子育て環境が多様化する中、結婚、妊娠、出産、子育て、仕事と育児の両立等に対する様々なニーズに対応するため、子育て世代の親子が気軽に交流できる環境を整え、安心して子育てをしていける支援を行います。

また、子育てしやすい環境を整備することにより、若い世代の転出抑制や坂祝町への転入促進につなげます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
子育てしやすい環境及び拠点整備	・子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。
妊娠期から産後における支援の強化	・こども家庭センターを中心として、妊娠から出産、子育てまでの包括的な相談に対応します。また、必要に応じて支援プランを作成し、それぞれに応じた支援をします。

戦略プロジェクト2 観光資源を活かした関係人口の創出

近隣市町村との広域連携により、坂祝町の魅力である地域資源を活かした観光メニューの造成や誘客促進の仕組みづくりを強化し、地域が一体となった戦略的な観光地づくりを進めます。

また、木曽川や豊かな自然などの観光資源を再発掘し、多くの人が訪れたくなるまちをつくり、それに伴い観光産業などの発展につなげて関係人口の増大を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
観光事業の広域的な連携の強化	・近隣市町村と連携して、自治体の枠を超えた観光施策等を推進し、広域的な観光振興を推進します。 ・木曽川の自然を活かし、町の観光資源の再発掘や、周辺自治体と連携した観光を進め、町の活性化につなげます。
公園・広場の整備促進	・住民や来訪者の憩いの場や自然とふれあえる場として活用できる里山や木曽川等の地形を活かした広場、公園の整備の検討を進めます。

戦略プロジェクト3 町への新しい人の流れをつくる

これまでの移住促進施策を継続して推進すると同時に、将来的な移住にもつながるよう、空き家等を活用して転入者や事業主を受け入れられる体制を整え、移住・定住を促進し、町の人口減少を抑制します。

また、坂祝町への新しい人の流れをつくるため、積極的な情報発信を通じて都市部とのつながりを築き、関係人口の創出・拡大に取り組みます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
空き家を活用した企業誘致	・空き家バンクを有効活用し、事業主等の誘致などを進めます。
新しく人を呼び込む基盤の整備	・空き家バンクのホームページなどを通じ、移住・定住につながる空き家や空き地の情報発信を行います。

戦略プロジェクト4 多文化理解・共生による外国人も住みやすいまちづくり

今後は、人口減少に伴う労働力確保のため、外国籍住民の増加が見込まれることから、日本人と外国人が文化習慣の違いを乗り越え、共生する社会を築くという多文化共生を実現し、外国人にも住みやすいまちづくりを進めることができます。

そのため、日本人も外国人も互いの文化を理解できるよう、意識啓発や交流機会の充実を図ることにより、日本人以外にも焦点をあてたまちづくりを進め、町の活性化と人口増につなげます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
多文化共生社会づくりに向けた意識啓発・相互理解の推進	・外国籍住民向けの講座の開催や、日本人向け多文化理解教室、外国籍住民による日本人向け語学講座などの開催を行い、多文化共生のための意識啓発や住民相互の理解を深めます。
多言語による相談・情報提供の実施	・「坂祝町定住外国人自立支援センター」において、外国籍住民への相談業務やメールによる情報提供を行います。
外国籍住民との交流機会の充実	・公民館まつりやその他のイベントなどで、町内在住の外国籍住民との交流を深めるとともに、新たなイベントの開催などについて検討を進めます。

基本計画

基本目標Ⅰ 豊かな心を育む教育・文化のまち

I 学校教育

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 本町には小学校、中学校が1校ずつあり、保育所、認定こども園、幼稚園も含めた切れ目のないきめ細やかな教育を推進しています。
- 「生きる力」を育むため、小学校、中学校では学習指導要領に基づいた教育課程を編成しています。
- 平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、本町においては、教育行政の責任の明確化や総合教育会議の設置、教育大綱の策定を行っています。
- いじめや不登校などの課題は大きな社会問題となっており、本町では、いじめの防止策や対応策として小学校、中学校で「いじめ防止基本方針」を定めています。また、令和3年度から条例を定め、いじめ防止対策に取り組んでいます。
- 核家族化や近所づきあいの希薄化などに伴い、家庭における教育力の低下が課題になっているため、学校（園）や行政、地域が連携して家庭の教育力の向上やこどもたちの健全な成長を見守る必要があります。
- 各学年に在籍する外国籍児童生徒（園児）に対し、言語や文化の違いに応じた教育支援をはじめ、特別な支援を必要とするこどもへのきめ細やかな対応など、個々に応じた支援を行っています。
- 平成31年4月に、すべてのこどもたちを地域総がかりで育てる『坂祝町コミュニティ・スクール』がスタートし、地域住民及び町内企業が各園・各学校と一緒に活動する機会が増えています。
- 小・中学校に整備したICT環境を積極的に活用し、個別最適な学びの実現に向けて、授業改善に努めています。

【今後の方向性】

こども一人ひとりの個性に合わせ、小さなまちの特性を活かした、きめ細やかで一貫した教育環境の充実を図り、こどもの確かな学力や生きる力を育みます。
また、地域総がかりでこどもたちを育てるよう、学校と地域が協力するコミュニティ・スクールの一層の充実を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
保・幼・認定こども園、小・中などの連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・1町1校の特性を活かしたきめ細やかな一貫教育を推進するため、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校との日常的な連携を図り、スムーズな就学移行を支援します。 ・教育支援を含め保育所・認定こども園・幼稚園やつくんこ教室との連携を図ります。
特別な支援が必要なこどもへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な子に対し、幼児期から小学校、中学校までの一体的な支援体制を構築し、関係機関との連携のもと、よりよい子の成長を考えた教育支援やケース検討等を行います。 ・発達に遅れがある子や集団活動が難しい子等を親子療育通園事業において支援するほか、保育所・認定こども園、幼稚園等を定期訪問し、特別な支援が必要となる子の早期対応に努めます。 ・中学校において相談員を配置し、生徒や保護者の学校生活への不安や不登校への対応を図ります。
(少人数学級による)きめ細やかな教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校の特別支援学級及び通常学級に適宜支援員を配置し、きめ細やかな教育を推進します。
生きる力を育む教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校学習指導要領、中学校学習指導要領や地域の特色等を踏まえた教育課程を編成・実施します。 ・確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体をバランスよく育む学校教育を推進します。
多言語による教育の実施や国際理解に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・外国籍の児童生徒に対し、日本語の指導など、学校生活への適応に向けた支援を行います。児童生徒の国際理解と多文化共生の意識を醸成します。
学校教育施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園や学校教育施設の改修を計画的に行い、園児・児童生徒が安心して学べる教育環境を確保します。
ふるさと教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への愛着を育むふるさと体験教室の開催及び支援を行います。 ・社会科副読本「私たちの町坂祝」を活用し、授業で町について学びます。
ICTを活用した教育内容の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1台端末とICT環境を利用し、個別最適な学びを推進します。
食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食を中心に、食育の視点に立った取り組みを推進します。
幼稚園教育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びを通じた総合的な指導を行い、自己を表出し、ものや人とかわる力を育てるために、幼児を理解し、幼児の豊かな学びを支える質の高い幼児教育を推進します。
通学路点検	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・保護者・道路管理者・警察・教育委員会が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。
コミュニティ・スクールの活動を推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のこども達にできることを各種委員会に諮り、各園・各学校と地域が協働で問題解決ができる組織となるよう推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
いじめ件数	件	14	6	指標取消	小・中学校での発生件数
タブレット端末使用率（小学校）	%	-	10	90	全国学力・学習状況調査による、授業でPC・タブレットなどのICT機器の使用状況で「週3回以上」の割合
タブレット端末使用率（中学校）	%	-	27.5	90	全国学力・学習状況調査による、授業でPC・タブレットなどのICT機器の使用状況で「週3回以上」の割合



中学生と幼稚園の交流



保育園と小学校の交流

2 社会教育

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 長寿高齢化の進行により、生きがいづくりとして生涯学習へのニーズが拡大しています。
- 年齢やライフスタイルに合わせた多様なニーズに応じた学びの機会を提供することで、住民が豊かに生活できる環境づくりが求められます。
- 住民が企画・運営する「マイセルフ講座」や地域づくり型生涯学習の実施により、様々な分野の学習機会を提供しています。

【今後の方向性】

多世代の住民のニーズに応じた生涯学習の機会や場を提供し、生涯にわたり心豊かに暮らせる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
家庭の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none">・子育てを行う家庭の教育力の向上のため、乳幼児期からの家庭教育学級を開催します。また、保護者のニーズを踏まえた内容の充実等、参加しやすい体制を検討します。
生涯学習活動の活性化	<ul style="list-style-type: none">・「マイセルフ講座」や公民館講座、高齢者の交流にかかる講座の開催や、自主的な学習活動グループへの支援を行い、多種多様な学習機会を提供します。・「みのかも定住自立圏」で連携した生涯学習情報誌の発行及び生涯学習ホームページの運営事業を行います。
社会教育施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・こどもから高齢者まで、幅広い年齢層の住民が生涯にわたって学習ができる場を提供します。・利用者が快適に使用できるよう、施設の適切な管理運営を実施します。
交流活動の活発化支援	<ul style="list-style-type: none">・中央公民館での文化活動・サークル活動・地域の伝統文化など展示・ステージ発表・体験の機会として公民館まつりを開催します。バザーイベントも開催し地域の交流の場にしていきます。
図書館の共同利用と読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、美濃加茂市と連携し、図書貸出しシステムの運用を継続することにより、より一層の利便性の向上を図ります。・中央公民館図書室の施設整備や、各種サークル活動への助言、こどもに対する「よみきかせ」等により読書活動を推進します。
放課後・長期休み期間の子育て支援、多世代交流の促進	<ul style="list-style-type: none">・就労などで保護者が家庭にいないこどもの居場所確保のため、「子どもクラブ」をキッズドリームワールドで実施します。・1~3年生全児童を対象に、放課後を活用してこどもの健全育成につながるプログラムを実施します。また、住民等が講師となるプログラム等を実施し、多世代の交流を図ります。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
講習参加者数	人/年 度	829	727	850	生涯学習に関する各種講座 への参加者数
乳幼児期家庭教育 学級参加者数	%/年 度	50	65	70	0歳児、1歳児、2歳児の親 の家庭教育学級への参加割 合
子どもクラブ待機 者数	人/年 度	0	0	0	「子どもクラブ」の年間待機 者数
放課後子ども教室 開催数	回/年 度	65	62	70	「放課後子ども教室」の年間 開催数



家庭教育学級講演会



公民館まつり

3 青少年健全育成

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 共働きや核家族世帯の増加により、子どもの放課後の居場所づくりや、子どもが地域の人とふれあえる機会が求められています。
- 近年は子どもを巻き込んだ凶悪な犯罪が目立っており、保護者や子ども自身の防犯への意識を高めることや、多様な機関が連携した、安心して子どもが活動できる環境づくりが必要となっています。
- 青少年育成町民会議では、子どもたちの健全育成を図るため、あいさつ活動に取り組んでいます。
- 各地域にちびっこ広場を確保し、子どもたちが安全に遊具を利用できるよう、保守点検修繕等を進めています。

【今後の方向性】

子どもが安心して学び、遊ぶことができる環境を、家庭や地域、行政が連携・協力して整備し、子どもの健全な成長を促します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
青少年の健全育成	<ul style="list-style-type: none">・青少年育成推進員を中心に、あいさつ活動や町民会議部会活動を支援します。・青少年の主張作文を募集し、青少年育成町民の集いで発表・表彰します。・地域への愛着を育む二十歳を祝う会を開催・支援します。・ふれあい交流会の開催を支援し、子どもが地域の人とふれあう場を設けます。
あいさつ運動の推進	<ul style="list-style-type: none">・青少年育成町民会議による地域におけるあいさつ運動を支援します。地域が一体となり、「誰もがあいさつできるまち」を目指し、毎月1日（土日の場合は次の月曜日）をあいさつ活動の日として取り組みます。
ちびっこ広場の遊具設置と点検	<ul style="list-style-type: none">・子どもが安心して遊ぶことができるよう、「ちびっこ広場」の遊具の点検及び修繕・新規設置を行います。
子ども会・ジュニアリーダーの育成	<ul style="list-style-type: none">・子ども会育成協議会を開催し、各地域の子ども会の活動を支援します。・ジュニアリーダー指導員を中心に、ジュニアリーダーの育成を強化し、地域で活躍できる人材に育てます。
青少年の適切な見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・有害図書の監視・夜間の見回り活動を推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
子ども会の会員割合(取消)	%	85.9	49.8	指標取消	小学校1年生から中学校2年生までの児童生徒のうち子ども会の会員割合
子ども会の団体数(新規)	団体	11	4	2	坂祝町の単位子ども会の団体数



二十歳を祝う会ヘリコプター



青少年育成町民の集い

4 文化芸術・文化財

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 住民がまちの歴史や文化に触れ、維持・保存活動にかかわり、次世代へつなげていくことは、まちの価値や愛着心の向上へとつながります。
- 本町には、歴史的な伝統芸能や文化財が残り、まちの貴重な資源となっています。
- 郷土史研究会を中心に、郷土資料館での資源の収集や保存に力を入れています。
- 住民のまちの文化財や歴史に対する意識や理解を高めるため、歴史・文化面における様々な事業との連携や情報発信が必要となっています。

【今後の方向性】

住民の歴史や文化に対する意識や理解を高め、維持・継承にかかわる活動を支援することで、地域の伝統が次世代へと受け継がれる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
文化財の保護と活用	<ul style="list-style-type: none">・町内の文化財について適正な維持管理を行います。・郷土資料館の維持管理や運営を行います。
文化財に関する意識の向上	<ul style="list-style-type: none">・町の文化財指定を進め、文化財・古墳マップを作成し、広く周知します。・文化財にかかる生涯学習講座の実施や町の行事にも文化財・古墳マップを取り入れ、住民にまちの歴史や文化を広く周知します。
地域の伝統文化の継承	<ul style="list-style-type: none">・住民自身による文化技能や地域の伝統行事（伝統文化）の継承活動を支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
文化財関係講座の開催数	回/年度	1	3	2	町内文化財を巡る講座などの開催数

5 社会体育

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 長寿高齢化の進行により、生きがいづくりとしてのスポーツへのニーズが拡大しています。
- 年齢やライフスタイルに合わせた多様なニーズに応じたスポーツの機会を提供することで、住民が豊かに生活できる環境づくりが求められています。
- 多世代がスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの活動を支援しています。
- 少子化に伴い、子どものスポーツの場が限られてきているため、身近にスポーツにかかわる場やその仲間づくりが必要となっています。

【今後の方向性】

多世代の住民のニーズに応じたスポーツ活動の機会や場を提供し、生涯にわたり心豊かに暮らせる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
スポーツ大会などの開催・支援	<ul style="list-style-type: none">・住民が気軽に参加できる各種スポーツイベント等を実施します。・多くの住民がスポーツに触れる機会としてスポーツレクリエーションフェスティバルを開催します。・総合型地域スポーツクラブ、体育協会、スポーツ少年団等の大会開催を支援します。
社会体育施設の有効活用	<ul style="list-style-type: none">・利用者が快適に使用できるよう、施設の適切な管理運営を実施します。
スポーツ活動の推進・支援	<ul style="list-style-type: none">・多くの住民が身近なところでスポーツ活動に参加できるよう、スポーツ推進員の活動支援、総合型地域スポーツクラブの運営支援を行います。
スポーツ少年団活動の支援	<ul style="list-style-type: none">・小学生のスポーツ活動の場として、坂祝町スポーツ少年団の活動を支援します。
体育協会活動支援	<ul style="list-style-type: none">・住民のスポーツ活動の場として、坂祝町体育協会の活動を支援します。
中学校部活動改革の推進	<ul style="list-style-type: none">・令和4年度から活動している中学校クラブを支援します。また地域、学校、行政が連携して部活動改革に取り組み、中学生の活動の場が確保できるように支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
社会体育施設・学校開放施設稼働率	%/年 度	82.0	71	85.0	社会体育施設及び学校開放施設の稼働率(※主要14施設)

※ 主要14施設は、東西館会議室、中学校野球場、中学校グラウンドを除いた施設



スポーツレクリエーションフェスティバル



町民ミニバレーボール大会

基本目標2 健康で安心して暮らせる福祉のまち

I 子育て支援

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての悩みを相談できず、不安を抱える保護者が増えています。
- 女性の社会進出やライフスタイルの多様化などにより、子育て世帯の多様なニーズに応じた子育て支援サービスが求められています。
- 全国や県と比較すると本町の合計特殊出生率は高くなっていますが、少子化は進行しており、結婚や出産に対する支援施策が求められます。
- 子育て支援と子どもの健全育成のため、「放課後子ども総合プラン」に取り組み、「子どもクラブ」と「放課後子ども教室」を一体的に実施しています。
- 子育ての経済的な支援や様々な子育て支援事業の展開により、子育て支援の充実を図っています。
- 発達障がいなど子どもの発達に不安がある保護者や、集団生活が難しい子どもやその保護者に対する支援が必要となっています。

【今後の方向性】

「坂祝町こども計画」に基づき、保護者が安心して子どもを産み育てられるサービスを充実するとともに、地域ぐるみで子どもの健やかな成長を見守り支える環境を作ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
親同士の交流機会の提供	・妊娠中から子育て期に親同士が交流できるよう、妊婦交流会や乳幼児相談の開催、「つどいの広場（アンブレラ）」などを中心としたサークル活動の支援を行います。
保育・子育て支援サービスの充実	・利用者のニーズや「坂祝町こども計画」に基づき、多様な保育・子育て支援サービスを実施します。 ・病児・病後児保育については、町内の福祉関連施設に委託して実施するほか、近隣市町村との広域連携により、保護者の利便性を確保します。
地域における相互援助活動の活性化	・「みのかも定住自立圏」において、地域における相互援助活動の基本となるファミリーサポート事業の充実を図ります。

主要施策	主要施策の内容
総合的な療育体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 主に乳幼児期から就学時まで切れ目のない子どもの発達や子育て支援を行うために、「坂祝町発達支援地域療育システム」により、相談支援、訪問支援を充実させ、関係機関が連携した保護者へのフォローを行います。
子育てしやすい環境及び拠点整備	<ul style="list-style-type: none"> バンビーニにおいて子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。
医療費の支援	<ul style="list-style-type: none"> 出生から高校卒業までの間、子どもの医療費を無料にし、子育て家庭の費用負担を軽減します。
健診の受診率や予防接種率向上を図るための対策の強化	<ul style="list-style-type: none"> 妊婦健診や乳幼児健診、予防接種などを行うとともに、受診率、接種率の向上に向けた体制整備を進めます。 保健師・保健推進員による相談、訪問により安心して子どもを産み育てられる体制を整えます。
発達の遅れの早期発見	<ul style="list-style-type: none"> 各種相談事業や教室事業、園訪問において、発達の遅れ等のある子どもを早期に発見し、必要な支援を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
病児・病後児保育登録児童数	人	109	154	140	病児・病後児保育登録児童数
サポートを受ける人、提供する人の登録者数	人	73	94	95	ファミリーサポート事業のサポートを受ける人、提供する人の登録者数
乳幼児健診の受診率	%	96.7	100	100	3歳児健診の受診率
産後ケアの利用者数	人/年度	78	50	92	産後ケアを利用した延べ人数



2 保健・医療

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 特定健診等の結果から、医療機関への受診勧奨をしても受診につながらないケースがあります。糖尿病等の未治療者、治療中断者に対し、保健指導・受診勧奨を行い、医療機関と連携しながら重症化予防を推奨し、将来の透析等への移行を予防します。
- こころの病気の治療には、周囲の正しい理解と支えが必要です。こころの不調を感じる方が1人で抱え込まず、安心して相談できる環境を作っていくために、ゲートキーパーの役割を担う人材等を育成していくことが重要です。メンタルヘルスの相談窓口の啓発とともに、ゲートキーパー研修などを進めていきます。
- 自身や家族の健康状態について気軽に相談できる身近なかかりつけ医を持つことは、地域で安心して暮らし、適切な医療を受けるために重要です。
- 町内の診療所と近隣市町村の医療機関との連携・役割分担により、軽度の病気から専門的な治療を必要とする疾病まで、安心して医療を受けられる仕組みづくりを進めています。
- 夜間や休日に健康・医療・介護・育児等の24時間電話相談窓口の「健康ほっとダイヤル」を広報・カレンダー・チラシの配布等で周知し、相談件数が徐々に増加しています。

【今後の方向性】

住民が心身ともに健康に暮らせるよう、健康に対する意識を高める機会や場を設置するとともに、健康づくり活動を推進します。

地域の医療機関等が連携し、住民が安心して保健・医療サービスを受けられる環境を整備します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
健（検）診の充実	・特定健診や各種検診の受診率の向上を図り、疾病の早期発見、予防に努め、住民の健康づくりを支援します。
健康づくりに関する情報や機会の提供	・住民の集まる場に出向いたり、ホームページなどで健康情報を提供し、住民の健康づくりの意識向上を図ります。 ・健康教室の開催や健康相談の実施を通じ、身近で健康づくりに取り組める機会を提供します。
保健指導の充実	・生活習慣病予防のために保健指導を強化します。 ・特定健診受診者に対する積極的支援、動機づけ支援を階層化し、保健指導を実施します。

主要施策	主要施策の内容
心の健康に関する相談と啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・こころの健康相談を実施し、日常的なストレスなどを気軽に相談できる場を提供します。 ・広報やチラシの配布、教育・福祉・介護等関係施設での啓発を行い、精神的な疾病等に早期に対応できる体制を充実させます。 ・こころの健康づくりに関して、より効果的な啓発手法・媒体などについて検討を進め、啓発活動を行います。
感染症予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・定期予防接種（高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌）を住民に周知、実施することで住民の感染症予防を行います。 ・新型感染症などに対して国や県などと連携し、住民への情報提供等の対応を迅速に行います。
病院・診療所の連携促進	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や診療所、保健・福祉サービス事業所の連携を促進し、適切な医療が受けられる環境を整備します。
24 時間電話相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の健康に対する安心感、知識向上のため、健康相談窓口を開設します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
特定健診の受診率	%	53.30	46.1	49.00	国民健康保険被保険者における特定健診の受診率 ※対象者 40 歳～74 歳の国民健康保険被保険者
大腸がん検診の受診率	%	15.8	15.5	20.0	40～74 歳の大腸がん検診の対象者数のうち、健診を受診した者の割合
大腸がん検診の精密検査受診率	%	79.0	71.4	85.0	大腸がん検診の結果、精密検査と判定された者のうち精密検査を受診した者の割合
24 時間電話相談窓口の周知	回	未実施	12	R7 年度終了	広報・カレンダー・ホームページ・健診や相談事業等で PR した回数

3 高齢者福祉

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるよう、介護や医療、日常生活の支援が地域で適切に提供される地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 岐阜県や他の近隣市町村と比較して、高齢化率は低い傾向にありますが、今後は高齢化の一層の進行が見込まれ、在宅福祉サービスの充実や、地域で高齢者を支える仕組みづくり、高齢者が生きがいを感じられる場や機会の提供が求められます。
- 認知症高齢者の増加や医療ニーズの増加、家族による介護疲れなど、様々な課題への対応策が必要です。

【今後の方向性】

「坂祝町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護サービスや地域の支援を受けながら、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らせる環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
介護予防活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・介護予防教室や栄養管理指導、健康教育や健康相談、介護に関する情報提供を実施し、介護予防を推進します。・介護予防活動の支援やボランティア等の研修を行い、地域の自主的な介護予防活動の活性化を図ります。
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none">・要介護・支援者の把握、ボランティア等の人材育成、高齢者総合相談窓口の充実、ネットワークの構築、権利擁護、介護予防教室の実施等、地域や事業所と連携し、高齢者の介護予防やサービス提供、生きがいづくりに関する事業を包括的に推進します。・地域ケア会議を開催し、個別や地域の課題を把握します。
要介護（要支援）者の把握、認定調査の実施	<ul style="list-style-type: none">・支援が必要と思われる高齢者やその家族に対して、介護サービスの提供について提案し、必要に応じて介護認定調査や審査会を実施することで、高齢者の円滑な介護サービスの利用を進めます。
介護予防・健康づくり施策の充実・推進（地域支援事業等の効果的な実施）	<ul style="list-style-type: none">・一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」に取り組みます。・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組みます。・自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みを推進します。・在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応の強化を図ります。

主要施策	主要施策の内容
認知症対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーターの養成や、認知症地域支援推進員の配置、認知症ケアパスの活用等により、認知症高齢者やその家族が安心して暮らせる環境を整えます。 ・認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指します。
医療と介護の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内の医療・介護・福祉関係事業所間での情報共有や会議、勉強会等の開催により、医療と介護が切れ目なく提供できる体制を構築します。
災害や感染症対策に係る体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の災害発生状況や、感染症の流行を踏まえ、これらへの対応・対策に備えていきます。
介護給付の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な介護給付により、高齢者の自立に向けたサービスとして、介護保険制度の信頼度・持続可能性を高めます。
高齢者の生きがいづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センターやシニアクラブ、ボランティア団体等の活動を支援し、高齢者の生きがいや仲間づくりを支援します。
高齢者福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置や生活用具の給付、紙おむつ券の給付等在宅サービスの充実により、高齢者が安心して暮らせるよう支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
地域ケア会議開催数	回	8	6	10	地域ケア会議開催にあたり、情報提供者からの情報などから事前に打ち合わせをし、課題・論点の整理や専門職の参加検討などを踏まえた会議の実施回数
ケアプラン点検数	件	0	2	5	自立支援に資する適切なケアプランを主任介護支援専門員による個別スーパービジョンによるケアプラン点検を実施し、介護支援専門員の能力向上を図る。



行方不明者探索・声掛け訓練

4 障がい者福祉

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 「障害者基本法」や「障害者総合支援法」の改正に伴い、国内の障がい者にかかる法律や制度が整備され、より地域社会で共生できる社会の実現が求められています。
- 「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」に基づき、障がい者の権利を尊重するための「合理的配慮」等を進める必要があります。
- 障がいの早期発見や療育、相談支援を行い、子どもの発達の支援を行っています。また、制度に基づいて障がい福祉サービスを提供しています。
- 住民の障がいに対する理解を深め、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重して暮らせる地域づくりを進める必要があります。
- 「つくんこ教室」での相談が増え、就学前児童数の増加が見込まれます。関係機関と連携をして、特別な支援が必要な児童に対して、適した療育を行う必要があります。

【今後の方向性】

障がいの有無にかかわらず共生できる社会が実現できるよう、住民の障がいへの理解を促進するとともに、障がいがあっても安心して暮らせるサービスや支援の充実を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
障がい者相談支援体制の整備	・精神、知的、身体障がい福祉に関する様々な問題について、広域的、多角的に支援するための相談支援体制を整備します。
障がい福祉サービスの充実	・障がい者の日常生活又は社会生活の支援と介助者の負担軽減を図るため、障がい福祉サービス等の充実を図ります。
団体活動の活性化	・障がい者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、障がい者団体の活動を支援します。
障がい者の地域生活への移行支援	・障がい者が地域で日常生活、社会生活を営むことができるよう、就労の場や日中活動の場の整備、用具や機器の提供、医療費の給付等により支援します。
障がいへの理解向上	・障がい者の地域での共生を推進するため、「障害者差別解消法」の周知や「合理的配慮」に対する庁内体制の整備を図ります。 ・手話奉仕員養成講座を加茂圏域で共同実施し、地域で奉仕員、通訳者を養成します。
発達の遅れのある児童への保育・療育	・「坂祝町発達支援地域療育システム」により、特別な支援が必要とされたこどもに対して保育士を加配し、集団活動等を支援します。 ・療育相談で、個別の療育が必要とされたこどもに対して、「つくんこ教室」において個々に応じた指導を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
手話奉仕員の人数	人	2	8	11(5)	手話奉仕員養成講座修了者延べ人数
就労系サービスから一般就労へつながった件数	件	1	1	3	就労系サービス受給者がサービスを停止し、一般就労へ結びついた件数
「つくんこ教室」の児童数(就学前)	人/年度	25	25	30(35)	「つくんこ教室」で受け入れ可能な就学前児童数 ※早期発見・適切な療育体制を進めることによる受け入れ可能人数
「つくんこ教室」の児童数(就学後)	人/年度	16	20	15(10)	「つくんこ教室」で支援が必要な受け入れ可能な就学後児童の数 ※就学後、適切な支援が必要となる児童の受け入れ可能人数

※()内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。



つくんこ教室

5 地域福祉・社会保障

【現状・課題】(R6・7年度現在)

●地域のつながりによる地域力の強化

本町では、シニアクラブや子ども会加入率は継続して減少しています。令和6年度時点では若年層の年少人口・生産年齢人口が増加しているため、新たな流入人口を地域に巻き込み、地域力を強化していくことが求められます。

●地域福祉を担う人材の育成

人口減少・高齢化が進み、今後公的サービスの拡充のみでは問題に対応しきれなくなることが懸念されるため、若年層を中心とした住民への地域活動の参画を促進することで新たな担い手を確保し、地域福祉活動を活性化していくことが求められます。

●多様化する課題への対応

近年、地域福祉に関する課題が多様化・複合化しており、現行の法律で定められた福祉制度では対応しきれない、制度の狭間の問題への対応が求められています。本町においても、ひとり親家庭を含む生活困窮者や障がい児・者、虐待、ひきこもり等への対応が求められています。

●緊急時の支援体制化

近年、自然災害も多発していることから、災害時も含む緊急時の迅速な対応に向け、それぞれの地域にあった地域ぐるみの支援体制の構築が求められます。

【今後の方向性】

「坂祝町地域福祉計画」に基づき、地域生活課題を解決するためには、行政のサービス提供だけではなく、住民や地域、ボランティア、事業者など、各主体が自らの役割を認識し、連携・協働することが重要です。さらに、近年本町では若年層の人口が増加しているため、新たな流入人口を地域に巻き込むとともに、こどもから高齢者まで多様な世代が互いに関わり合い、助け合うことで、地域力を一層強化していきます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
世代を超えて支え合う 地域づくり	・地域福祉を推進するためには、顕在化しない小さな地域の困りごとや支援を必要としている人に、地域で気づき、支え合い、助け合える環境が必要です。地域における交流機会を提供するとともに、地域福祉活動を推進することで、「顔のみえる関係」をつくり、地域のきずなを深めます。
地域福祉を支える人づくり	・福祉のまちづくりの実現には、住民一人ひとりが地域での様々な困りごとを「自分自身のこと」として意識し、地域の課題を身

主要施策	主要施策の内容
	近なものとして捉えることが重要です。住民がともに支え合う地域をつくるため、様々な機会を活用して地域福祉の必要性についての周知啓発を進め、地域福祉の担い手となる人材の育成に努めます。あわせて、地域で福祉活動を行っている団体に対する活動支援に取り組みます。
適切な支援につなぐ仕組みづくり	・地域の中では、こどもから高齢者、障がいのある人や、ない人、様々な国籍の人などが暮らしており、多種多様な福祉活動が存在しています。また、生活困窮者、権利擁護が必要な人、罪を犯した人等の社会復帰など、複合的な課題を抱えるケースへの対応が求められています。地域の中で困難を抱えている人が、それぞれの状況や困りごとに応じた適切な支援・サービスを受けられるよう、分野横断的な支援体制を強化し、適切な支援を受けられる体制の整備に取り組みます。
安心で健やかな暮らしづくり	・高齢化の進展により、支援を必要とする人が増えてきている中で災害や犯罪に対して様々な不安を抱えている人も増加しています。誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域が一体となった災害時の支援体制を構築するとともに、地域の見守り等による防災・防犯活動を推進します。また、健康で長生きすることは誰もが願うことであり、豊かな人生を送るためにも、健康は欠かせないものです。住民が生涯にわたって健康を維持できるよう、ライフコースを踏まえ、ライフステージに応じた心身の健康づくりに取り組みます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
支え合い団体数	団体	11	11	11	地域の支え合い団体数
食生活改善推進協議会の会員数	人	30	19	25 (30)	食生活改善推進協議会の会員数
社会福祉協議会等との連携会議の開催数	回/年度	4	4	4	社会福祉協議会等との連携会議の開催数
生活困窮者の社会参加や社会的自立の支援人数	人/年度	3	4	5	コミュニティソーシャルワーカーによる生活困窮者の就労定着人数
「坂祝町地域福祉計画」など評価・策定委員会の開催数	回/年度	3	3	5	「坂祝町地域福祉計画」と社会福祉協議会の「坂祝町地域福祉活動計画」の一体的な進捗状況の確認・評価を行う「評価・策定委員会」の開催数

※（ ）内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。

基本目標3 活力ある産業のまち

I 農業

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 担い手不足が危惧される中、既存の農家を守る支援の不足と新規就農者確保が課題となっています。
- 老朽化した農業用設備の農業基盤の強化と改修が課題となっています。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足、遊休農地が点在していることが課題となっており、低成本農業確立のための農地集積化やスマート農業の推進が求められています。農地の貸借において、農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）を活用していない事例が多いことが課題となっています。
- 農業従事者の9割以上が兼業農家で自家消費のために耕作している農家がほとんどです。農業のみで生計を立てる農家は数件しかおらず、農業だけでは生活ができないことが課題となっています。
- 出荷用の野菜栽培をしている農業者も少ないため、家庭などで地産地消が進みにくい状況です。そのため、食に関する教育や食の大切さを啓発し、消費を促進する必要があります。

【今後の方向性】

既存の農家を守るための支援や新規就農者確保の推進等により、まちの農業の活性化を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
農業後継者の育成	・新規就農者や希望者に、国や県、農協が実施する様々な支援を紹介します。
遊休農地の解消	・農地中間管理機構（一般社団法人岐阜県農畜産公社）を活用した農地の貸し借りを推進します。
農業基盤の強化	・老朽化した農業用設備の改築を働きかけ、農業基盤の強化を図ります。 ・農業用施設の改修等、県単事業に対して負担金を支出し、ため池等の改修を実施します。
農作物被害への対策	・「鳥獣被害防止計画」等に基づき、有害鳥獣による農作物への被害対策を進めます。
地産地消の推進	・家庭や学校給食において、岐阜県産・坂祝産の食材を積極的に使用することを推進します。

主要施策	主要施策の内容
	・農水産物の販路拡充に取り組みます。
農地の集積・集約化	・「地域計画」に基づき、担い手への農地の集積・集約化を進めます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
新規就農者数	人	0	1	指標取消 (10)	就農塾等を受講した新規就農者数
認定農業者数	人	7	10	12(10)	認定農業者数
耕作放棄地	ha	2.8	3.6	1.5	耕作放棄地の面積
有害鳥獣の駆除数	頭/年 度	61	96	指標取消 (50)	イノシシなどの有害鳥獣の駆除数 ※捕獲頭数
農地の集積・集約化	ha	11.3	54.7	70 (30)	利用権設定等の面積

※（ ）内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。



勝山田んぼの楽校

2 商工業

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 経済の国際化や情報化などにより、国の産業構造は年々変化しています。また、人口減少や少子高齢化の進行により地方の労働力不足が問題となり、多様な人材が働き手として活躍することが期待されます。
- 地域経済の活性化のために産業振興は必要不可欠なものであり、既存産業の支援や地域資源を活かした新たな産業の創出、多様な人材の就労促進など多角的な支援が求められています。
- 国道21号坂祝バイパスと国道248号バイパスの沿線の立地を生かした企業誘致ができるないため、計画的な企業誘致が求められています。
- 企業の進出に伴い、既存農地を計画範囲に含めた場合、地域計画の区域や多面的機能の区域、農業振興地域であることが、農地転用の障害になり、企業進出できないことが課題です。

【今後の方針】

町内の企業や団体を支援し、既存産業の活性化と新たな産業の創出を図るとともに、多様な人材が活躍できる環境を整備します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
空き家を活用した企業誘致	・空き家バンクを有効活用し、事業主等の誘致などを進めます。
商工会のネットワークの形成支援	・既存企業の安定的な経営及び雇用の拡充のため、商工会育成補助金を継続して実施するとともに、商工会の活動を支援し、町内の商工業の育成と連携を強化します。
主要道路付近の賑わいの形成	・国道21号坂祝バイパスと国道248号バイパスが開通し、今後四車線化の実現に向けた整備促進を行い、新たな商工業施設を誘導し、賑わいづくりを推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
空き家を活用した事業主等の誘致数	件	0	0	2	空き家を活用して誘致した事業主等の数

3 観光

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 本町は、猿啄城展望台や二つ岩展望テラス、日本ラインロマンチック街道など自然や歴史に関する観光資源を保有していますが、観光資源としては少ない上に町外での認知度も低いため、積極的な情報発信を行う必要があります。
- 既存の観光資源に加え、商工業などの他分野の資源にも着目することで、新たな観光資源を掘り起こすとともに、住民を巻き込んだ取り組みにより、町全体で観光振興を推進することが大切です。
- 木曽川の森散策路を坂祝町の観光資源と捉え、芝生広場等の整備を実施しています。今後、人が集まる場としての施設整備とPRが必要です。

【今後の方向性】

本町の資源を活かした観光資源を磨き上げ、発信していくことで、“訪れたくなるまちづくり”を進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
観光情報の発信	<ul style="list-style-type: none">・観光パンフレット、SNS等、各種広報媒体を活用して、町の観光資源の情報を発信します。・「坂祝町=ほぎもん=応援したい」という構図を作り出し、気運の醸成を図ります。
魅力あるイベントの開催	<ul style="list-style-type: none">・町内の各種イベントの内容を魅力的にする支援を行い、町の活性化や愛着心郷土愛の醸成を図ります。
観光施設の整備・管理	<ul style="list-style-type: none">・地域住民と連携して、猿啄城展望台や登山道及びその周辺を整備・管理します。・町内の観光資源を活かした観光整備を進めます。
観光事業の広域的な連携の強化	<ul style="list-style-type: none">・近隣市町村と連携して、自治体の枠を超えた観光施策等を推進し、広域的な観光振興を推進します。・木曽川の自然を活かし、町の観光資源の再発掘や、周辺自治体と連携した観光を進め、町の活性化につなげます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
猿啄城展望台への 登山者数	人/年 度	10,814	6,842	12,000	猿啄城展望台への登山者数

基本目標4 安全・安心でやすらぎのあるまち

I 環境・景観

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 自然環境を保護することは山地災害や水害の防止など、安全に暮らしていける環境の維持につながります。
- 本町は、郷部山丘陵や城山、木曽川など自然の豊かさが特徴の1つとなっており、住民等は、これらの自然を「まちの魅力」として観光や体力づくりなどに活かしています。
- 自然とのふれあいは心を豊かにするため、住民が自然とふれあえる場が求められています。
- アルゼンチンアリ、オオキンケイギクなどの特定外来生物が、生態系や農作物等に悪影響を与えており、住民への意識喚起や対策を講じることが求められています。
- シニアクラブや「迫間川のホタルを守る会」など、住民による主体的な自然保護の活動が行われています。

【今後の方向性】

住民と協働し、自然環境を保全する活動に取り組むとともに、生態系や景観を守るためにの対策に取り組みます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
自然環境を保全するための意識啓発及び活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・アルゼンチンアリ、オオキンケイギクの駆除（防除）を実施し、地域固有の生態系の保全を進めます。
豊かな自然環境を活かした景観軸の形成	<ul style="list-style-type: none">・町内の特徴である郷部山丘陵や城山、木曽川、田園風景などの豊かな自然環境を活かし、地域住民と協働による景観軸の形成を進めます。
公園・広場の整備促進	<ul style="list-style-type: none">・住民や来訪者の憩いの場や自然とふれあえる場として活用できる里山や木曽川等の地形を活かした木曽川の森散策路、公園の整備の検討を進めます。
河川及び森林環境の保全・整備の促進	<ul style="list-style-type: none">・住民による河川の清掃やホタルの保全活動等を支援し、自然環境への保全意識の向上を図ります。・生物多様性の保全や住民の生活環境保全のため、里山林の整備・管理を実施します。・猿啄城展望台登山道の管理を行い、機能維持に努めます。・中山道補完道においては、不要木の除去や東屋の設置を行い、住民が自然とふれあえる場を提供します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
特定外来生物の駆除(防除)の実施	回/年 度	4	4	4	地域住民、事業所、ボランティアと協力した特定外来生物の駆除(防除)の実施回数
森林整備(間伐等) 累計面積	ha	84.3	102.15	184.3	森林整備(間伐等)累計面積



オオキンケイギク駆除



坂祝のまち並み

2 廃棄物対策

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 国では、令和6年に「第六次環境基本計画」が策定され気候変動、生物多様性の損失及び汚染の「3つの危機」に直面しています。地球温暖化の原因である二酸化炭素は日常生活からも排出されており、本町でも二酸化炭素の削減に向け取り組み（エコチャレンジプラン）、環境負荷の総量削減と良好な環境の創出を目指します。
- 東日本大震災や福島原発事故の発生を契機に、持続可能な社会や再生可能エネルギーへの関心が高くなっています。公害問題を含め、住民や事業所、行政がともに意識を高め、環境に配慮した行動を推進していきます。
- ごみの資源化・リサイクル化に取り組み、ごみの減量化を推進していきます。
- 住民の周辺環境に対する意識は個人でバラつきがあり、ごみの野外焼却（野焼き）禁止の例外行為、猫への餌やり等によって、一部の地区では住民間の軋轢（あつれき）が生じていること、また、ごみの放置や不法投棄等がみられるなど、ごみ出しマナーの徹底が課題となっています。

【今後の方向性】

行政、事業所、住民がともに地域の環境に関心を持ち、ごみの分別や減量、公害対策等の環境美化活動を進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
ごみ減量化の推進	・可燃ごみの減量化に向け、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、枝葉粉碎機の活用を促進します。
ごみの出し方に関する指導の徹底	・衛生監視員による収集場所の清掃及び管理・指導、ポスターやシール等を活用した啓発、多言語による通知により、ごみ出しに関する情報やマナーの周知・徹底を図ります。
リサイクルの推進	・循環型社会の形成のため、可能な限りリサイクルするよう啓発するとともに、リサイクルしやすい環境づくりを推進します。 ・リサイクル可能な資源の収集量に応じた奨励金などにより、資源物回収を促進します。
環境教育の推進	・ごみ処理施設等の見学や講座ツアーを実施することで、住民や子どものごみ処理についての理解を促進します。

主要施策	主要施策の内容
環境の負荷の低減に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 府内の物品購入にあたって、リサイクル品など環境に配慮したものを購入します。 施設の整備や改修にあたっては、環境への負荷の低減に配慮した整備を行うなど、公共施設へのクリーンエネルギーの導入を検討します。
公害調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 水質、騒音、振動、悪臭などの監視・測定を実施するとともに、事業所への立入調査や指導を行います。
家庭や地域における環境マナーの定着	<ul style="list-style-type: none"> 野焼きの現状を把握するとともに、意識啓発に取り組み、快適な生活環境の維持に努めます。 ごみ捨てマナー向上のため、看板・広報・回覧等でのマナー啓発、個人への働きかけを行います。 ペットの飼い方のマナー向上のため、飼い犬登録や狂犬病予防注射接種の実施、看板・広報・回覧等でのマナー啓発、個人への働きかけを行います。
地域における清掃活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ごみ袋の提供などを通じ、自治会やボランティア団体の清掃活動を支援します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
可燃ごみ排出量	g/日	425	431	345(385)	1人あたりの1日の生活系可燃ごみ排出量
公害苦情受付件数	件/年度	6	6	3	公害に関する苦情の受付件数

※（ ）内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。



ごみ分別アプリ

3 消防・防災・救急

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 南海トラフ巨大地震の発生が懸念されていることから、住民の防災に対する意識が高まっています。東日本大震災・能登半島地震による甚大な被害を踏まえ、地域の防災体制の強化が求められています。
- 令和3年5月の「災害対策基本法」の改正により、高齢者、要介護認定者、重度の障がい者などのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人たちに対して、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために「避難行動要支援者名簿」に加え「個別避難計画」の作成が努力義務化されており、今後も継続して作成を進めています。
- 「坂祝町地域防災計画」や「坂祝町国土強靭化地域計画」に基づいて地域の防災体制を整備しており、災害時の情報伝達については多様な手段で迅速に行っています。また、各種計画に基づき、災害リスクを軽減するための施設整備を推進しています。
- 地域の防災組織として、消防団や各自主防災組織が活動しています。また、自主防災組織ごとに防災倉庫を設置し、防災用備品管理等が行われています。

【今後の方向性】

各種計画に基づき、ソフト・ハード両面で災害に強いまちづくりを推進するとともに、“減災”的考え方を踏まえ、住民の防災意識の向上を図り、地域の防災力を強化します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
総合的な防災・災害時対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・国や岐阜県の方針、計画を踏まえ、「坂祝町地域防災計画」や「坂祝町国土強靭化地域計画」に基づき、住民の防災意識の向上にかかる支援や災害時の岐阜県との連携を強化します。
防災・災害時対策に関する広報の強化	<ul style="list-style-type: none">・災害時に住民や行政間で直ちに情報を伝達できるよう、J-ALERTや同報系防災行政無線、移動系無線の維持・管理及び更新を行います。・同報系防災行政無線に関しては、各世帯に貸与している戸別受信機のデジタル化を全世帯に進めます。
地域における消防・防災活動の促進	<ul style="list-style-type: none">・消防団員の確保に努めるとともに、消防操法大会の訓練を通じ、消防団における消防技術の向上を目指します。・消防活動を通じ、火災予防の知識と防火思想の普及啓発を進めます。
消防・防災施設の整備や器具の配備	<ul style="list-style-type: none">・消火栓や防火水槽、セーフティータワー等の設備や消防団の車両等の設置・配備により災害に備えます。・非常食の備蓄や避難所への備品の配備などを計画的に行います。

主要施策	主要施策の内容
避難行動要支援者対策の推進	・「坂祝町地域防災計画」や「坂祝町災害時要援護者避難支援プラン」に基づいて、避難行動要支援者名簿の作成や、本人同意を踏まえた避難行動要支援者の台帳（避難計画）を整備します。
避難施設の耐震化の促進	・避難場所となる公民館や集会所の耐震化を推進し、安心して避難できる場所を確保します。
住宅の耐震化の促進	・木造住宅耐震診断を推進し、耐震強度不足の建築物について耐震化や除却を促進します
交通インフラの耐震化の促進	・災害発生時に孤立集落の発生や、輸送道路の交通を確保するため、橋梁等の構造物の点検、耐震化を進めます。
空き家対策の推進	・そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空き家に対し、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を進めます。
雨水貯留浸透施設の設置促進	・雨水の再利用及び地下水の涵養を推進するため、「坂祝町雨水貯留浸透施設設置補助金」をPRし、雨水貯留浸透施設の設置を促進します。
河川防災拠点の整備	・河川防災意識の醸成及び災害時における災害復旧などを迅速に行う拠点としての施設整備を検討します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
避難行動要支援者の個別支援計画の作成件数	人/年度	19	13	20	個別支援計画を作成した人数 ※対象者：ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい者、要介護認定者など
耐震診断の実施件数	件/年度	0	1	30	耐震診断を実施した一般住宅の件数
雨水貯留浸透施設補助件数	件/年度	2	0	5	雨水貯留浸透施設補助件数



2020.7.8 豪雨災害



消防操法大会

4 防犯・交通安全

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 地域への帰属意識の薄れやライフスタイルの多様化により、地域コミュニティが持っていた犯罪防止機能が低下しています。
- 近年、悪質商法やインターネットを介したトラブル等、多様化・複雑化した消費者被害が多発しています。
- 地域の防犯組織として、地域安全指導員や地域学校安全サポートチームが活動しており、見守り等を行っています。
- 犯罪抑止のため、町内に防犯カメラを設置しています。
- 本町の交通事故件数は減少傾向にありますが、幹線道路の整備を踏まえ、町内の道路環境の安全性を確保する施設整備等が必要となっています。
- 本町では、交通安全対策協議会の開催や町内全域における交通安全運動などの交通事故防止の取り組みを実施しています。
- 幹線道路の整備に伴い交通量の増加が見込まれるため、子どもに対する交通安全教育を強化する必要があります。
- 地域学校安全サポートチームが、通学路の安全を確保するため、学校、保護者、道路管理者、警察、教育委員会事務局と連携し、通学路の点検を年1回実施しています。
- 住民一人ひとりの交通ルールやマナーに対する意識を高め、特に高齢者や子どもが事故に巻き込まれないよう対策を講じることが大切です。

【今後の方向性】

住民の防犯意識を高めるとともに、様々な機関や地域と連携することにより、また、子どもたちを事件・事故から未然に防ぐため、地域ボランティア等と連携することにより、犯罪のない安全に暮らせるまちづくりを進めます。

住民に交通ルールの遵守を呼びかけるとともに、交通事故が起こりにくい道路環境の整備を進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
警察との連携の強化	・岐阜県警が実施する安全・安心メールの活用や、犯罪に関する情報交換等、警察や地域と連携した犯罪対策を実施します。
防犯教育の推進	・警察などと連携した情報交換や防犯啓発活動、犯罪対策を行うことで、住民の防犯意識を高めます。
防犯設備の整備	・LEDに更新した防犯灯の管理を行うとともに、地域の要望に応じ、設置要綱の基準に基づいて防犯灯を設置します。

主要施策	主要施策の内容
消費者相談の受入体制の整備	・消費者トラブルを防止するための消費者への啓発や、広域消費生活相談室での相談や問題解決のための助言等を行います。
防犯教室	・地域学校安全サポートチームでは、保育所・認定こども園・幼稚園において防犯教室を開催し、子どもの安全対策を推進します。
地域での子どもの見守りの推進	・不審者発生時などの避難場所として「子ども 110 番の家」への登録を促進し、安心して通学できる環境づくりを進めます。 ・不審者情報の迅速な共有と、保護者や子ども自身の防犯意識を高めるため、アプリによる情報配信システムを活用します。
学校と地域が連携した子どもの安全確保	・「地域学校安全サポートチーム」などのボランティアと連携し、各種安全教室の開催や児童生徒の見守り活動を行い、安全な登下校の環境をつくります。
防犯カメラ設置	・犯罪の防止や抑止及び治安維持の促進を図り、もって児童生徒の登下校など地域住民の安全安心を確保します。
地域における交通事故防止に向けた活動及び交通安全教育の促進	・警察と協力して、交通安全対策協議会や交通安全協会などと連携し、幼児から高齢者に至るまでのライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進する。
交通安全施設の整備	・町内の道路環境の変化を踏まえ、各自治会や住民の要望を集約し、交通安全施設の整備を進めます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
交通事故件数	人/年	23	12	15	人身事故の件数
地域学校安全サポートチーム会員数	人	49	48	50	「地域学校安全サポートチーム」として参加するボランティア会員数



交通安全教室



防犯教室

基本目標5 快適で便利なまち

I 道路・公共交通

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 国道21号坂祝バイパス、国道248号バイパスの整備により、交通アクセスが向上し、便利な住民生活や活発な企業活動につながっています。一方で、交通網の変化に対応していくため、その他の道路交通網の整備が必要となっています。
- 転出者アンケート結果では、交通の不便さを本町への不満としてあげている人が多かつたため、町内の交通機関の拡充や新たな交通手段の確保を検討し、利便性の向上を図る必要があります。
- コミュニティバスは利用者のほとんどが高齢者です。利用者数減少に伴い29人乗りのマイクロバスから14人乗りハイエースに変更し、年間延べ1万人が利用しています。また、デマンドタクシーの運行も行っており、町の規模や財政状況を考慮し、住民や利用者の声を聴いて、町にあった公共交通にしていく必要があります。

【今後の方向性】

幹線道路の整備を踏まえた円滑な交通環境の整備を進めるとともに、公共交通の利便性を高めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
幹線道路の整備	・町内の交通の利便性を高めるため、県道改良を推進するとともに、国道21号坂祝バイパスや国道248号バイパスの整備を踏まえた道路網の再検討・町道の整備を推進します。
生活道路の整備	・町道及び県道側溝の補修や生活道路のバリアフリー化を推進し、住民が利用しやすい道路を整備します。
住民による道路管理の促進	・身近な生活道路を住民が自主的に補修することに対して、支援を行います。
効率的な公共交通の実施	・住民のニーズを把握し、誰もが利用しやすい公共交通を検討します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
町道の改良	m	93,060	93,972 (R5 年度時点)	98,252	改良延長の距離
コミュニティバス の利用者数	人/年 度	20,424	10,825	22,000	コミュニティバスの延べ利 用人数
商工業等集積利用 地域整備箇所数	箇所	0	0	1	国道 248 号バイパスや国道 21 号坂祝バイパス周辺に整 備した商工業利用が可能な 地域



R2 年度ほぎもんバス小型化



国道 248 号バイパス

2 住宅、移住・定住

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 本町では、幹線道路の整備などにより道路周辺地域において住宅の増加が見込まれます。 良好的な居住空間を維持できるよう、計画性のある住環境の整備を進める必要があります。
- 住民同士が交流できる場を設けることで、誰もが安心して生活できる環境づくりを推進しています。
- 転入者に対する住宅情報等の適切な発信をはじめ、町内の空き家や空き地を有効活用するため、情報収集や情報発信を適切に行っていく必要があります。

【今後の方向性】

各種都市計画に基づく良好な住宅環境の整備や移住・定住につながる情報発信を行い、住み続けたい・住んでみたいと思える明るい居住環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
住環境の整備	<ul style="list-style-type: none">・各種都市計画に基づき、秩序ある都市施設の整備及び土地利用を推進します。・公共事業の円滑化、将来の境界紛争の予防のため、地籍調査を推進します。
新しく人を呼び込む基盤の整備	<ul style="list-style-type: none">・空き家バンクのホームページなどを通じ、移住・定住につながる空き家や空き地の情報発信を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
地籍調査実施面積	km ²	1.14	1.35	1.73	調査完了面積
空き家バンクの登録数	戸	1	5	10	空き家バンクへの延べ登録数
空き家の活用数	戸	0	1	5	活用した空き家の延べ戸数



3 上水道・下水道

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 水は私たちの生活を維持するために必要不可欠であり、安全な水を安定的に供給することは行政の重要な役割となっています。本町の人口に対応できる水道水の確保が必要となっています。
- 本町は、県営水道（山之上浄水場）より水を購入しており、上水道の整備は概ね完了しています。
- 多くの水道施設が一斉に老朽化を抑え、安全・安心な水の安定供給を持続するため、ダンシングを含めた計画的な施設更新・整備の実施が必要となっています。
- 下水道及び農業集落排水の整備は概ね完了しており、今後は老朽化を抑える施設の点検調査を行い適切な維持管理及び幹線管路の耐震化の必要があります。
- 幹線道路の整備による周辺地域の土地開発や災害時に備えた対策など、必要に応じた更新や維持・管理が必要となっています。

【今後の方向性】

安全で良質な水を安定的に供給するとともに、衛生的な排水処理を行うことで、住民の快適な生活環境の維持・向上を図ります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
上水道施設の整備・維持管理	<ul style="list-style-type: none">・上水道施設の維持・管理を行います。・地震等災害時に備え、老朽管の更新等の耐震化を進め、ライフラインを確保します。・将来の水需要に対して適正な施設更新を計画します。
下水道の計画的な整備と適切な排水処理の推進	<ul style="list-style-type: none">・公共下水道の維持管理を計画的に行い、衛生的な排水処理と健全な運営管理を進めます。・処理施設の定期的な点検や老朽化に対応した修繕、マンホールの修繕等、適正な維持管理を行います。・平成8年以前の幹線管路の耐震化を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
上水道耐震化率	%	23.14	51.8	74.2 (55.91)	基幹管路における耐震管の割合
下水道水洗化率	%	95.6	95.54 (R5末時点)	100	公共下水道整備区域内の水洗化人口割合

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
下水道水洗化率	%	88.4	90.24 (R5 末時点)	100	農業集落排水整備計画区域 内の接続人口割合
(新規) 下水道 幹線管路の耐震化率	%	-	25.4	27.1	避難所等の重要施設から下 水処理場直前の最終合流地 点までの下水管路

※ () 内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。

基本目標6 みんなが主役の協働のまち

I 地域間交流・多文化共生

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 時代の流れとともに地域のつながりが薄れ、まちづくりにおいてもNPOやボランティアの主体的な活動は重要な役割となっていることから、NPOやボランティアが主体的につながり、地域の活動を広げていくことが重要です。
- 本町は、社会福祉協議会によりボランティア活動の支援や活動者の育成が行われており、多くの団体がボランティア団体連絡協議会に登録しています。しかし、どの団体においても会員数の減少や高齢化・固定化、役員不足などが課題となっています。
- まちづくりや福祉、環境分野など、複雑化する地域の課題解決のため、NPOやボランティア活動が促進され、住民同士の交流の活発化につなげていく必要があります。
- 国際化の進行により日本の人口における外国籍住民人口は年々増え、地域の身近な環境で外国人と接する機会が増えています。外国籍住民に対する地域生活の支援や、住民の多文化理解の促進、国際社会に適応できる意識づくりが求められます。
- 本町の総人口に対する外国籍住民人口割合は全国的にみても高い割合にあります。学校や職場でのかかわりがみられる一方、地域での交流や自治会加入は一部に限られており、積極的な交流が求められます。

【今後の方向性】

住民が地域の担い手としての意識の醸成を図り、NPOやボランティア活動を促進することで地域の交流や活性化を図ります。
住民の多文化理解を促進し、活発な交流を推進することで、外国人も暮らしやすい多文化共生の環境をつくります。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
ボランティア活動の活性化	・社会福祉協議会との連携のもと、ボランティア団体との連絡・調整を図り、活動場所の確保、情報の発信、ボランティア活動の強化、連携の促進に努めます。
NPOなどとの連携	・まちづくりに取り組む住民団体(NPOやボランティア団体)との連携により、住民活動の拡充や地域の活性化を図ります。
多文化共生社会づくりに向けた意識啓発・相互理解の推進	・外国籍住民向けの講座の開催や、日本人向け多文化理解教室、外国籍住民による日本人向け語学講座などを開催し、多文化共生のための意識啓発や住民相互の理解を深めます。

主要施策	主要施策の内容
多言語による相談・情報提供の実施	・「坂祝町定住外国人自立支援センター」において、外国籍住民への相談業務やメールによる情報提供を行います。
外国籍住民との交流機会の充実	・公民館まつりやその他のイベントなどで、町内在住の外国籍住民との交流を深めるとともに、新たなイベントの開催などについて検討を進めます。
多文化共生活動の推進	・坂祝町コミュニティ・スクールにおける多文化共生委員会を中心に、多文化共生活動を推進します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
ボランティア団体数	団体	29	23	30	坂祝町ボランティアセンターの登録団体数
公民館まつりなどのイベントへの外国籍住民参加者数	人/年度	15	測定不可	指標取消	公民館まつりなどのイベントへの外国籍住民の参加者数



日本語教室

2 人権尊重・男女共同参画

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- すべての人が人権を尊重され、互いに協調し合うことは、一人ひとりが個性を活かして豊かに生きるための大切な要素です。近年では国際化、情報化、高齢化等に伴って権利尊重にかかる新たな課題も出てきており、本町でも人権意識を高め、取り組みを進めていく必要があります。
- 性別にかかわらず、それぞれが個性と能力を発揮できる社会を築いていく男女共同参画社会を実現するには、性別による役割分担意識を変えていく必要があります。
- 人権や男女共同参画に関する意識の啓発や人権相談体制の構築を進めています。

【今後の方向性】

住民の人権に対する意識や関心の向上を図り、性別や年齢を問わず誰もが認められ、活躍できるまちづくりを推進します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
人権に関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・人権に関する意識を高めるため、人権講演会や各種イベントの実施及び啓発活動を推進します。・幼少期からの意識啓発に向け、人権紙芝居等を実施します。
人権侵害などに関する相談の実施	<ul style="list-style-type: none">・人権擁護委員による人権全般に関する相談を定期的に実施します。
男女共同参画に関する意識啓発の実施	<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する講座・研修を通じて、男女共同参画の意識浸透や知識の定着を図ります。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
男女共同参画に関する研修や啓発活動の実施数	回/年度	1	2	2	男女共同参画に関する学習機会の実施数
町職員の管理職(係長以上)への女性任用率	%	12.5	25.8	25	町職員の係長以上人数に占める女性の率

3 コミュニティ

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 本町では、自治会や地域の団体により地域行事等が行われており、それぞれの地域の特色に応じて活動しています。近年は自治会加入者が減少しており、地域の活力や自治機能等が低下しています。
- 地域の課題や取り組みを自治会が認識し、地区ごとに課題解決に向けた活動を行う体制づくりが必要です。
- 住民一人ひとりが地域をつくる担い手であることや、地域のつながりの重要性等を再認識することで、協働のまちづくりを推進することが求められています。

【今後の方向性】

住民のコミュニティ意識の向上に働きかけ、自治会等の活動を啓発・支援することで、“地域の課題を地域で解決できる”まちづくりを進めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
自治会活動の活性化	・地域コミュニティの活性化に向け、より継続性のある自治会活動に関する支援を強化します。
地域活動・地域行事の開催支援	・地域開催の特性を活かし、対象者へのきめ細かい呼びかけや、特徴ある充実した敬老会等の開催を支援します。
地域住民の自主的な地域活性化の支援	・住民主体で行う地域の活性化につながる活動に対し、補助金を交付します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
自治会加入率	%	60.2	56.5	56 (62.0)	全世帯に占める自治会に加入している世帯の割合 ※3,593世帯(令和7年4月現在)
地域活性化補助金支給件数	件/年度	4	0	5	地域活性化に資する地域活動・地域行事を実施する団体への補助件数

※()内の数字は当初、総合計画策定時に掲げた目標値です。

4 住民参画・協働

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 福祉分野や環境分野等、地域で解決すべき課題は複雑化しています。行政単独での対処が難しいため、住民が積極的にかかわり、互いに連携して、まちづくりを進めていくことが求められています。
- 公募委員の募集や住民がまちづくりの提案ができる制度など、住民が行政参加できる機会を設け、充実させていく必要があります。
- 住民が行政に関心を持ち、魅力ある地域をつくるために、まちづくりに参画する意識を醸成することが大切です。

【今後の方向性】

行政が住民活動に参加できる機会や、住民が行政にかかわれる機会や場を設置し、住民協働のまちづくりを推進します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
まちづくりに関する提案の募集	・まちづくりに関する意見や提案を住民が発言できる仕組みをつくり、計画、政策形成に活かせる体制を整えます。
地域活動の支援	・地域のリーダー発掘などを支援し、地域が自立して継続した活動ができる体制づくりを目指します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
地区サポーターの自治会活動参加回数	回/年 度	12	0	20	地区サポーターが担当自治会の会議やイベントなどに参加した回数
住民とのタウンミーティングの開催回数(新規)	回/累 計	-	-	10	町長と町民との対談

5 行政運営

【現状・課題】(R6・7年度現在)

- 住民が安心して暮らし、地域の様々な活動にかかわっていくには、行政情報が的確に得られることや住民の声が行政に届く仕組みが必要です。
- マイナンバーカードの普及促進により、行政の個人情報の取り扱いに関して、より一層の意識強化が必要になります。
- メールや広報誌、行政無線などを通じてまちの情報を発信しています。また、住民の意見を収集する場を設置し、住民ニーズの把握に努めています。
- 年齢や障がい、国籍等を問わず、誰にでもわかりやすい情報提供体制を整備する必要があります。
- 行政ニーズや地域課題の複雑化、情報技術の向上に伴う生活の変化など、1自治体では対応できない問題が時代の流れとともに起きています。
- 「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づいて広域で定住促進を進めており、様々な分野において、圏域を形成する市町村と連携した事業を推進しています。
- 全国的な人口減少や地方創生の動きを踏まえ、企業や住民との協働を図りながら、圏域での連携を強化し、さらなる行政サービスの効率化や圏域全体の魅力向上に取り組むことが必要となっています。

【今後の方向性】

住民の生活の利便性の向上と住民参画を促進するため、多様な媒体による行政情報の発信・公開と住民意見の収集、個人情報の適切な取り扱いを推進します。

「みのかも定住自立圏」の構成自治体や他市町村と、広域のスケールメリットを活かした交流や事業を展開します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
ICTを利用した情報提供体制の整備	・ホームページ、メール、SNS、スマートフォン向けアプリなどを利用した行政情報の提供体制の整備や、住民の情報入手に対する利便性の向上と充実を図ります。
広報誌の充実	・わかりやすく見やすい「広報さかほぎ」を目指し、必要な情報を的確に届けます。
広聴機会の拡充	・町内に設置してあるご意見箱などによる意見収集を継続して実施します。 ・パブリックコメント制度を通じ、広く住民の意見を収集します。 ・地区のセンター制度を継続し、自治会活動への参加を通じて、住民の意見を聴取します。

主要施策	主要施策の内容
個人情報保護と住民への情報公開に向けた意識の向上	・マイナンバー制度を踏まえ、個人情報の取り扱いに関する職員の意識を高めるとともに、適切な情報公開を行うことで、住民との行政情報の共有を図ります。
定住自立圏構想の推進	・「みのかも定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域の市町村との連携のもと事業を推進します。
近隣市町村との連携強化	・可茂地域をはじめとする近隣市町村や木曽川流域の自治体などと連携し、行政サービスの向上や観光の振興を図ります。
官学連携の推進	・大学等との連携を図り、相互の発展に寄与する事業を展開します。 ・「坂祝町総合戦略」の推進にあたり、産業界や教育機関・金融機関・労働団体・メディアなどの意見を取り入れます。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
「みのかも定住自立圏」での連携事業数	事業	1	0	2	「みのかも定住自立圏」における坂祝町提案事業の連携事業数
官学連携事業数	事業/年度	1	4	2	官学連携で実施した事業数



町ホームページ

6 財政運営

【現状・課題】（R 6・7 年度現在）

- 国の財政は、高齢化の進行等により社会保障費が増加する一方、都市部への人口集中による地方の少子化や人口減少により地方の税収は減少しており、厳しい財政状況が課題となっています。
- 本町では、効率的な財政運営に努めてきましたが、社会保障費の増加や人口減少などにより今後も厳しい財政状況となることが見込まれ、自主財源の確保や費用対効果を考慮した経費節減を図ることが重要となっています。
- 地方公会計制度、総合行政情報システムの活用により、財政の透明化と事務事業の効率化を図っています。
- 持続可能で安定的な行政運営を行っていくには、町税の収納率向上や適切なサービス利用等において、住民の理解を促進し、協働することが必要となっています。

【今後の方向性】

町の財政運営の健全化に努めるとともに、国・県補助金やふるさと納税などによる新たな財源確保に努めます。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
新たな財源の確保	・ふるさと納税の返礼品の開拓を進め、新たな財源確保を行います。
効率的な財政運営	・各事業の効率や効果の検証、地方公会計制度による財務諸表を利用した分析などを行い、効率的な財政運営を行います。 ・公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な起債や基金積み立てを行い、健全な財政運営を行います。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和 6 年度 (現状値)	令和 12 年度 (目標値)	測定(取得)方法 及び設定の考え方
ふるさと納税寄付額	千円/年度	19,767	8,089	50,000	ふるさと納税による寄付額

7 人材育成

【現状・課題】（R6・7年度現在）

- 行政改革により公務員の削減等が進む一方、地方創生や住民ニーズの多様化・複雑化により自治体職員の資質や能力の向上が求められています。
- 職員の専門性や意欲の向上のため、研修への派遣や人事交流、適正な人事評価制度の導入に取り組んでいます。
- 限られた職員数で住民が安心し、満足できるサービスを提供できるよう、職員一人ひとりが知識や専門性、サービスの質の向上を図ることが求められています。
- コロナ禍により減少していた対面研修への参加について、Web研修への参加も含め今後の参加体制の検討が必要となります。

【今後の方針】

住民の多様なニーズに対応した、質の高い行政サービスを提供できる人材を育成します。

【主要施策】

主要施策	主要施策の内容
人材育成・職員研修の充実	・職員研修（集合研修・個別研修など）への派遣等を行うほか、Web研修も利用した多種多様な研修受講により職員の知識や意識の向上を図ります。
人事交流等の実施	・近隣市町村等との人事交流や職員派遣制度の利用などにより、職員の質の向上を図ります。
人事評価制度による活力ある組織づくり	・職員が業務に取り組む意識の高揚を図れるよう、人事評価制度を実施します。

【目標指標】

指標名	単位	令和元年度 (当初値)	令和6年度 (現状値)	令和12年度 (目標値)	測定（取得）方法 及び設定の考え方
職員研修への参加者数	人/年度	283	197	300	研修参加者の延べ人数

資料編

坂祝町第7次総合計画中間見直しの経過

実施日	内容
令和7年2月～4月	各課計画見直し
令和7年6月	第1回第7次総合計画・総合戦略中間見直し審議会
令和7年8月	第2回第7次総合計画・総合戦略中間見直し審議会
令和7年10月	書面開催

坂祝町総合計画審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

所属等	氏名	備考
坂祝経済クラブ会長	堀野 義夫	会長
坂祝町教育委員代表	古田 博英	副会長
中日本自動車短期大学事務局長	木下 茂	
めぐみの農協坂祝支店長	吉澤 達哉	
岐阜新聞社美濃加茂総局	土屋 健一	
民生委員児童委員協議会会长	浦田 伸司	
坂祝町シニアクラブ連合会長	小寺 忠	
坂祝町自治会会长	小島 英則	
坂祝町商工会会長	竹内 浩一	
鈴木法律事務所	鈴木 友美	
大垣共立銀行美濃加茂支店長	竹山 泰仁	
十六銀行美濃加茂支店長	山田 英人	

坂祝町第7次総合計画

2021（令和3）－2030（令和12）年度

発行：坂祝町 企画課

住所：〒505-8501 岐阜県加茂郡坂祝町取組 46-18

T E L : 0574-66-2411 F A X : 0574-27-1808

発行年月日：2021（令和3）年3月

2026（令和8）年3月 改定

議案第64号

坂祝町と美濃加茂市との定住自立圏の形成に関する協定を変更することについて

坂祝町と美濃加茂市の間において定住自立圏形成協定を別紙のとおり全部を変更するため、坂祝町議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年坂祝町条例第4号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日 提出

坂祝町長 伊藤 敬宏

定住自立圏の形成に関する協定の 全部を変更する協定書

令和8年4月1日

美濃加茂市・坂祝町

定住自立圏の形成に関する協定の全部を変更する協定書

美濃加茂市(以下「甲」という。)と坂祝町(以下「乙」という。)は、令和3年4月1日付けで締結した定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおり全部を変更する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、中心市宣言(定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知)第4の規定によるもの。)を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、必要な都市機能を集約的に整備するとともに、生活機能を確保し、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を創り出すことに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するために定住自立圏を形成し、次条に規定する様々な政策分野において、連携し、また相互に役割を分担して、それぞれの地域資源を最大限に活用するとともに、その価値を高めていくこととする。

(連携する具体的な事項及び役割分担)

第3条 甲及び乙が連携を図る政策分野は、次の(ア)から(ウ)までに掲げるものとする。また、その取組の内容と当該取組における甲及び乙の役割は、それぞれaからcまでに規定するものとする。

(ア)生活機能の強化に係る政策分野

【医療】

・広域救急医療体制の充実

a 取組の内容

圏域における救急医療体制を確保するため、病院と診療所の役割分担と連携及び一次救急と二次・三次救急医療体制の連携等、圏域住民が安心して

医療を受けられる体制の維持に努める。

b 甲の役割

(a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

(b) 関係機関と協議しながら、持続可能な休日診療の体制を構築する。

c 乙の役割

(a) 地域医療を安定して確保するため、住民に対し、地域医療に関する普及、啓発を行う。

・子どもの疾病の早期発見体制の整備

a 取組の内容

疾病の早期発見のため、圏域内の児童生徒が同水準の検査を受診することができる環境を構築する。

b 甲の役割

(a) 検査機関と契約する。学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

(b) 学校検尿判定委員会を開催し、検査結果に対して医師による受診要否の判定を実施する。

c 乙の役割

(a) 学校検尿を実施し、結果を検査機関に提出する。

・歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上

a 取組の内容

歯と口腔への意識を高め、適切なケア・治療、定期的に歯科健診を受診する人を増やすため、受診勧奨及び啓発活動を行い、歯科健診受診率と口腔保健への意識を向上させる。特に、これまでに歯科健診を受けていない人や不定期受診者の歯科保健への関心を高めて健診につなげられるように努める。また、健診体制を可能な限り圏域で統一し、歯科医療機関の対応負担を減らし、市町村事務の効率化を図る。

b 甲の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を

行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

c 乙の役割

(a) 歯科健診を実施する。

(b) 啓発物(チラシやポスター)の作成と配布、イベントや講演会等での啓発を行う。

(c) 健診実施方法や医療機関委託関係事務書類を可能な限り統一する。

・圏域医療を担う医療従事者の確保

a 取組の内容

圏域内の医療機関への就業を促進することで、医療体制の維持を図る。

b 甲の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

(b) 修学資金の貸与、返還の管理を行う。

c 乙の役割

(a) 学生が適切な時期に情報を受け取れるよう、周知を行う。

【福祉】

・子育て支援サービスの強化

a 取組の内容

地域ぐるみで子育てを支える環境の質的・量的向上を図るため、圏域の児童を対象に、住民のニーズやライフスタイルに応じた子育て支援サービスを強化する。

b 甲の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

c 乙の役割

(a) 子育てに関する支援を必要とする住民と、その支援ができる住民との仲介等、住民の子育てに関する情報収集・提供を行う。

(b) 地域主体の子育て支援サービスに関する取組を支援する。

・幼児療育支援の質の向上

a 取組の内容

多種多様な障がい及び支援を必要とする児の療育ニーズに対応するため、研修会等を実施し、療育者等の質の向上を図る。また、各地域に専門職を派遣することで、地域別の療育ニーズの整備を図る。

b 甲の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

(b) 各地域が必要とする専門職の調整・派遣を行う。

c 乙の役割

(a) 療育者等の質の向上を図るための研修を実施する。

・介護保険の要介護認定等に係る審査の充実

a 取組の内容

圏域の医療・保健・福祉の専門家からなる認定審査会を共同で行うことにより、審査判定の公平性・効率性の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 介護認定審査会事務局及び障がい者自立支援認定審査会事務局を設置・運営し、認定審査会資料作成・審査会開催・審査結果の通知等を行う。

(b) 各保険者の介護保険担当及び認定調査員に対して、研修会の開催や注意事項の周知を行い、認定調査資料の質の向上を図る。

c 乙の役割

(a) 介護認定審査会及び障がい者自立支援認定審査会の審査件数に応じた費用負担及び、介護認定審査会へ職員派遣を行い、共同で事務を行う。

【教育】

・外国籍児童・生徒に対する教育環境の整備

a 取組の内容

圏域の外国人の子どもの学校生活における適応力及び就学率の向上を図る。

b 甲の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

c 乙の役割

(a) 初期適応指導教室、日本語教室等、圏域の外国人の子どもが適切な教育を受けられる環境を整備する。

・図書館相互利用の促進

a 取組の内容

図書館の広域利用を促進するため、図書館の相互の連携を強化する。

b 甲の役割

(a) 圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進する。

(b) 図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせ等、発表場所の提供に努める。

c 乙の役割

(a) 圏域住民の図書館利用とネットワーク化を促進する。

(b) 図書の充実と圏域住民への蔵書情報の提供と、研修・講座の企画や読み聞かせ等、発表場所の提供に努める。

・生涯学習機会の充実

a 取組の内容

生涯にわたる学習機会の提供や学習活動の情報提供を通じた地域における学習環境の整備を促進する。

b 甲の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課題にあった講座の開講に取り組む。

c 乙の役割

(a) 多くの圏域住民に生涯学習の機会が提供できるよう住民企画講座の開講を計画する。

(b) 受講者アンケートにより満足度を検証し、圏域住民のニーズや現代の課

題にあつた講座の開講に取り組む。

【産業振興】

・農林業の振興

a 取組の内容

有害鳥獣による農作物被害や耕作放棄地の増加、荒廃する森林の増加等、農林業の課題に連携して対応するとともに、資源の有効活用や担い手の育成等、農林業の振興を図る。

b 甲の役割

- (a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。
- (b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組むとともに、圏域と情報共有及び調整を図る。

c 乙の役割

- (a) 有害鳥獣対策として、耕作放棄地や荒廃した森林の整備の実施及び、耕作放棄地や森林資源の有効活用の実施、若い世代の担い手育成を推進する。
- (b) 農林業に関する情報の収集や最先端技術等を活用し、新たな整備方法や資源活用方法等の研究・開発に取り組む。

・木曽川や旧中山道を活用した観光の推進

a 取組の内容

木曽川及び旧中山道を軸に圏域の連携を図り、地域固有の歴史や文化を活かした広域観光を推進する。特に、全国有数の清流である木曽川流域において「かわまちづくり」を進め、川を利用した地域の活性化事業を推進する。

b 甲の役割

- (a) 旧中山道を中心として、観光産業にかかる民間企業や関係団体との連携により、訪れる人々が回遊しやすい観光環境を整備する。
- (b) 木曽川河畔の親水空間を、国や県と連携して、圏域全体の憩いの場とし

て環境を整備する。

c 乙の役割

- (a) 地域の木曽川及び旧中山道を活用した観光資源の開発を進めるとともに、
それらを活用して広域観光推進に関する取組及び支援を行う。

【環境】

・自然環境及び生物多様性保全の推進

a 取組の内容

圏域住民、民間企業、研究機関、関係団体等、多様な主体との連携のもと、
圏域全体で「生物多様性加茂プラン」に基づき、圏域内の生物多様性を保全
する活動を行う。

また、活動を通して、地域の魅力の再発見や文化の継承、地域間交流の活性化を図り、圏域の生物多様性の豊かさについて、圏域内外に発信する。圏域河川の水質保全や自然環境の保護活動についても広域的に実施する。

b 甲の役割

- (a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに
に、圏内外に情報発信を行う。
- (b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進
する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

c 乙の役割

- (a) 圏域住民や関係機関と連携し、生物多様性を保全する活動を行うとともに
に、圏内外に情報発信を行う。
- (b) 圏域を流れる河川の水質保全対策を行うとともに、自然保護活動を推進
する。
- (c) 圏域住民や民間企業等が行う環境に関わる活動を支援する。

【防災】

・圏域防災体制の充実

a 取組の内容

圏域の防災力の向上を図るため、圏域住民の防災意識の向上、災害に対応

できる職員の技術向上の体制を整備する。また、災害時に情報を入手する手段の一つとして、地域情報発信媒体であるコミュニティFMを日常的に利用できる環境の整備、自治体の情報番組を企画運営する。

b 甲の役割

- (a) 防災体制の充実に向け、中心的な役割を担う。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

c 乙の役割

- (a) 圏域の防災体制の充実に取り組む。
- (b) コミュニティ FM を活用し、災害時は圏域内の被害状況や避難情報等の情報共有を図るとともに、広域連携による行政情報等の情報発信を推進する。

【消費生活】

- ・消費生活センター運営

a 取組の内容

消費生活の安全・安心の拠点として「広域消費生活相談室」を設置し、消費者被害の相談業務や、未然防止の啓発活動を連携して行う。

b 甲の役割

- (a) 広域消費生活相談室に相談員を配置し、機能の維持・充実を図るとともに、地域の消費者の相談、情報提供、啓発活動に取り組む。

c 乙の役割

- (a) 地域の消費者への情報提供や啓発活動に取り組む。

(イ) 結びつきやネットワークの強化

【地域公共交通】

- ・圏域公共交通の整備

a 取組の内容

圏域内を便利に移動できる公共交通網を整備する。

b 甲の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備において、中心的な役割を担う。

c 乙の役割

(a) 圏域内公共交通を維持・確保するとともに、圏域公共交通網の整備に向けた各種事業に取り組む。

【地域内外の住民との交流・移住促進】

・多文化共生の推進

a 取組の内容

生活に必要な行政情報の翻訳、窓口での通訳体制を整えるとともに、地域でのコミュニケーションを円滑にするために外国人住民には基礎的な日本語習得の機会を提供し、日本人住民には「やさしい日本語」の習得を促す。また、災害時における通訳ボランティアスタッフの養成を通じて、災害時の情報伝達体制を拡充するとともに、地域リーダーの育成につなげ、地域での住民交流の拡充を目指す。

b 甲の役割

(a) 行政情報の翻訳、日本語講座等のスタッフ養成及び場所の提供を行い、多言語対応の基礎的な部分を提供する。

c 乙の役割

(a) 外国人住民の需要を把握し、日本語講座のスタッフ養成や災害時の通訳ボランティア養成に対して協力・支援を行う。

(ウ) 資源制約に対応するための圏域マネジメント等に係る政策分野

【圏域内市町村職員等の交流】

・デジタル環境の整備

a 取組の内容

圏域のデジタルに対する理解及び活用度を底上げする。

b 甲の役割

(a) 様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに關

する協議を行い、導入を検討する。

c 乙の役割

- (a) 甲が共有する知識や情報をインプットし、様々な分野において、デジタルを活用した業務効率化、住民サービスに関する協議を行い、導入を検討する。

・定住自立圏構想推進に係る会議の設置

a 取組の内容

定住自立圏構想で取り組む事業の進捗状況や今後の展望について研究・検討を行う会議を設置し、事業の積極的な推進を図る。

b 甲の役割

- (a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

c 乙の役割

- (a) 事業に関する情報収集を行い、関係者との調整を図る会議を開催する。

(事務執行にあたっての連携、協力及び費用負担)

第4条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行にあたるものとする。

- 2 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、必要な経費が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続き及び人員の確保に係る負担並びに前条に規定する費用の負担については、その都度甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

(協定の変更)

第5条 この協定の規定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

(協定の廃止)

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通知するものとする。

- 2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

(疑義の解決)

第7条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 美濃加茂市太田町3431番地1

美濃加茂市

美濃加茂市長

乙 加茂郡坂祝町取組46番地18

坂祝町

坂祝町長